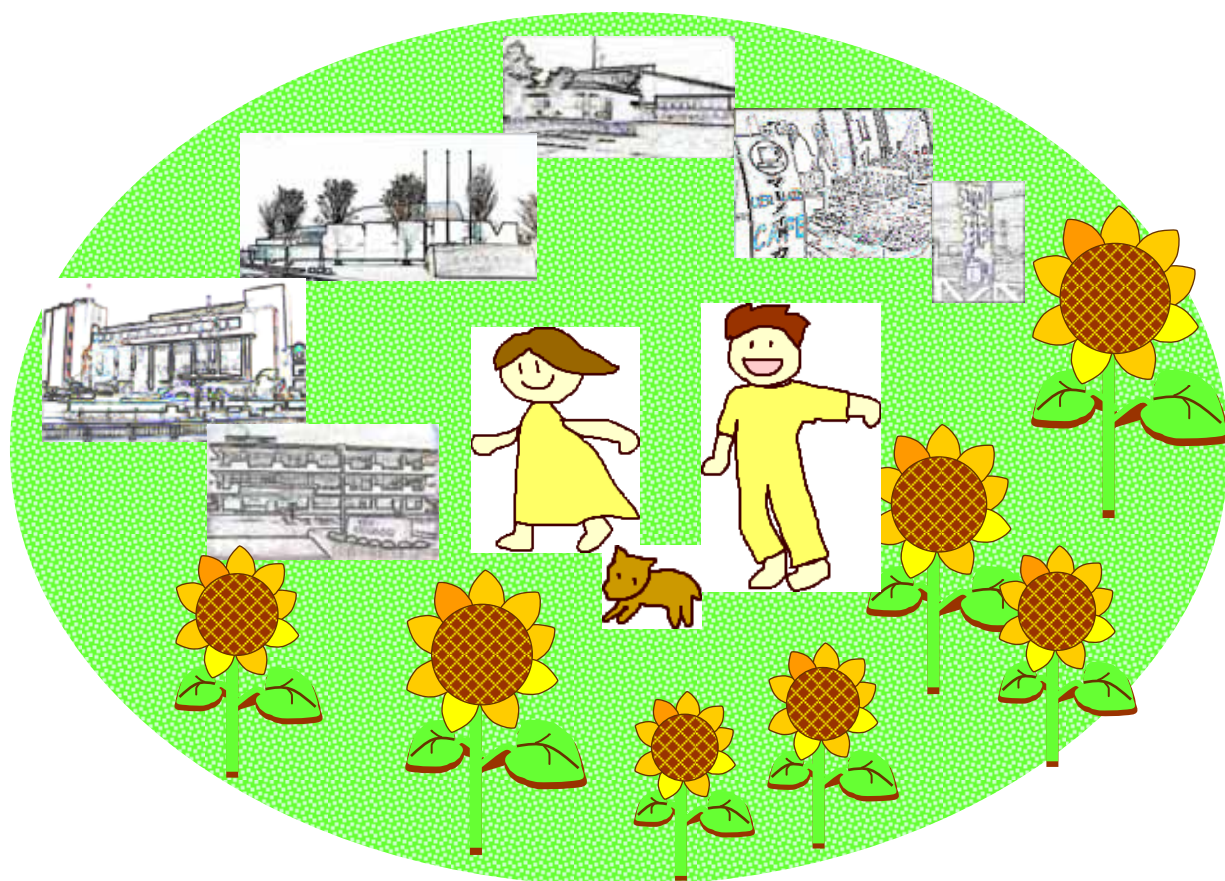


第2次 豊明市障害者福祉計画（素案）

2008-2017

誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして

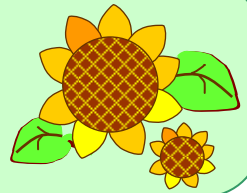


平成 20 年 2 月
豊明市

目次

第1章	計画のあらまし	2
1	計画の策定にあたって	2
2	基本理念	4
3	7つの基本目標	4
4	計画の位置づけ	4
5	計画の対象	5
6	計画の期間	5
7	計画策定経過	5
第2章	障害者の現況と将来推計	8
1	障害者数の現況	8
2	障害者数の将来推計	9
3	市内の障害者福祉施設等の現況	10
第3章	障害者福祉の現状と課題	14
1	第1次計画の進捗と評価のあらまし	14
2	アンケートからみる課題	21
3	団体・事業所のヒアリングからみる課題	27
4	障害者福祉計画策定部会による提案	30
第4章	計画内容	36
	施策の体系	36
1	福祉（共生）の心を育てます	38
2	地域で暮らせる生活支援・生活環境づくりを進めます	40
3	安心して暮らせる保健・医療を充実します	42
4	保育・教育・児童育成を充実します	44
5	障害者の雇用・就労・居場所づくりを促進します	46
6	情報提供やコミュニケーション支援を充実します	49
7	災害時などの安心・安全対策を進めます	51
資料編		54
1	要綱	54
2	策定委員・部会員名簿	55
3	策定経過（会議開催日程など）	57
4	計画一覧	59

第1章 計画のあらまし



第1章 計画のあらまし

1 計画の策定にあたって

* 第1次計画の策定と実施

本市においては「住んでよかった、すべての人が住み続けられるまちづくり」を基本理念として、平成10年に「豊明市障害者福祉計画」（以下「第1次計画」という）を策定し、この計画に沿って、平成10年度から平成19年度までの障害者福祉施策を実施してきました。計画の中間年の平成14年には、社会状況の変化や法制度の変更に合わせて、計画の中間見直しを実施しています。また、平成18年施行の障害者自立支援法に基づいて、障害者福祉制度が大きく変わったため「豊明市障害福祉計画」を策定し各年度の実施計画を定めました。

* 社会状況の変化と新たな長期的ビジョンの必要

第1次計画により施策を計画的に進めたことや、国の障害者プランの実施等で、この10年間で本市の障害者福祉は大きく前進したといえます。しかし、障害者福祉制度や社会状況の変化により、新たな長期的ビジョンを定めることも必要になっています。

そこで、平成19年度に第1次計画が終了することにもない、これまでの計画の進捗を評価し、新たに平成20年度から平成29年度までの長期的なビジョンを示す、第2次豊明市障害者福祉計画を策定いたしました。

図表 1 平成 10 年度以降の本市の障害者福祉に関わる主なできごと

年度	西暦	できごと
平成 10 年度	1998	第 1 次豊明市障害者福祉計画初年度 障害者更生援護施設「ゆたか苑」開所 地域福祉サービスセンター設置（社会福祉協議会内）
平成 12 年度	2000	〔高齢者〕介護保険制度開始 （65 歳以上等の障害者が原則介護保険制度の利用を優先）
平成 14 年度	2002	第 1 次豊明市障害者福祉計画の中間見直し 障害者支援費制度開始 精神障害者の福祉施策が県から市へ移譲される
平成 15 年度	2003	小規模授産施設フレンズ開所 〔児童〕とよあけファミリーサポートセンター開所
平成 16 年度	2004	知的障害者地域生活支援センター「ファイン」開所
平成 17 年度	2005	グループホーム「みさき館」開所 手話通訳者派遣事業開始
平成 18 年度	2006	〔高齢者〕豊明市地域包括支援センター開所 障害者自立支援法施行、地域生活支援事業開始 豊明市障害福祉計画策定
平成 19 年度	2007	第 2 次豊明市障害者福祉計画策定

〔 〕のあるものは障害者に関わる高齢者・児童関連のできごと

2 基本理念

本計画における主要テーマとして、次のように基本理念を定めました。

本計画の基本理念

**誰もがいきいきと暮らす
福祉のまちをめざして**

3 7つの基本目標

本計画では、7つの分野ごとに計画の基本目標を定めました。

7つの基本目標

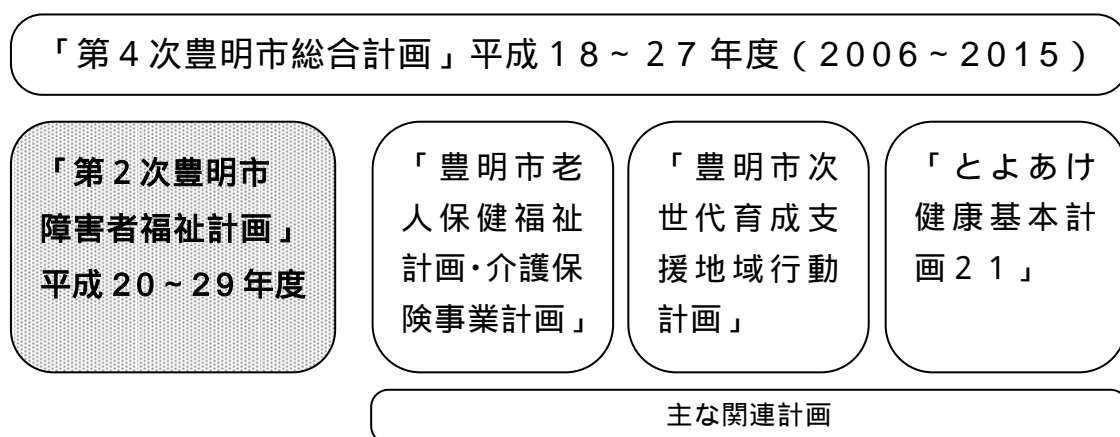
- 1 福祉（共生）の心を育てます
- 2 地域で暮らせる生活支援・生活環境づくりを進めます
- 3 安心して暮らせる保健・医療を充実します
- 4 保育・教育・児童育成を充実します
- 5 障害者の雇用・就労・居場所づくりを促進します
- 6 情報提供やコミュニケーション支援を充実します
- 7 災害時などの安心・安全対策を進めます

4 計画の位置づけ

本計画は「障害者基本法」第9条で定められた市町村障害者計画で、本計画では、豊明市の障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画です。

本市の「第4次豊明市総合計画」を上位計画として、関連する「豊明市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」、「豊明市次世代育成支援地域行動計画」、「とよあけ健康基本計画21」との連携をとりながら推進します。

図表 2 計画の位置づけ概念図



5 計画の対象

本計画の対象は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害 や難病などによって、日常生活に制限を受ける人や社会的不利がある人です。

自閉症や学習障害などによって日常生活または社会生活に制限を受けること

6 計画の期間

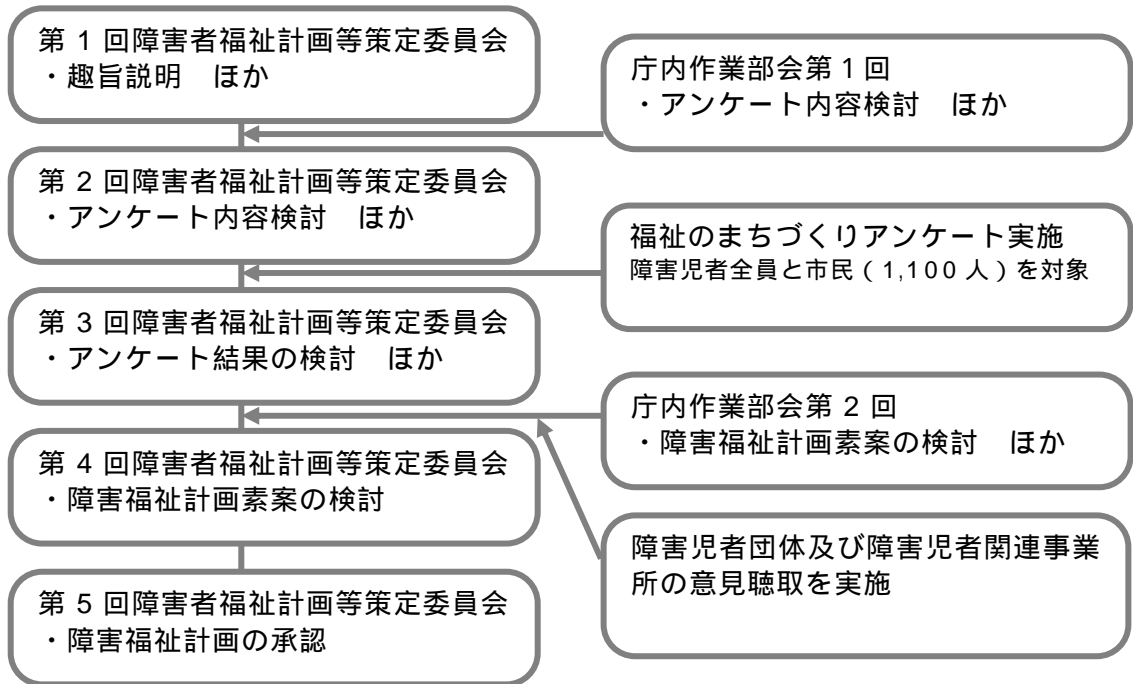
本計画の期間は、平成20年度から平成29年度の10年間とします。社会状況の変化や障害者福祉制度の変更に対処するため、中間年の平成24年度に計画の見直しを行います。

7 計画策定経過

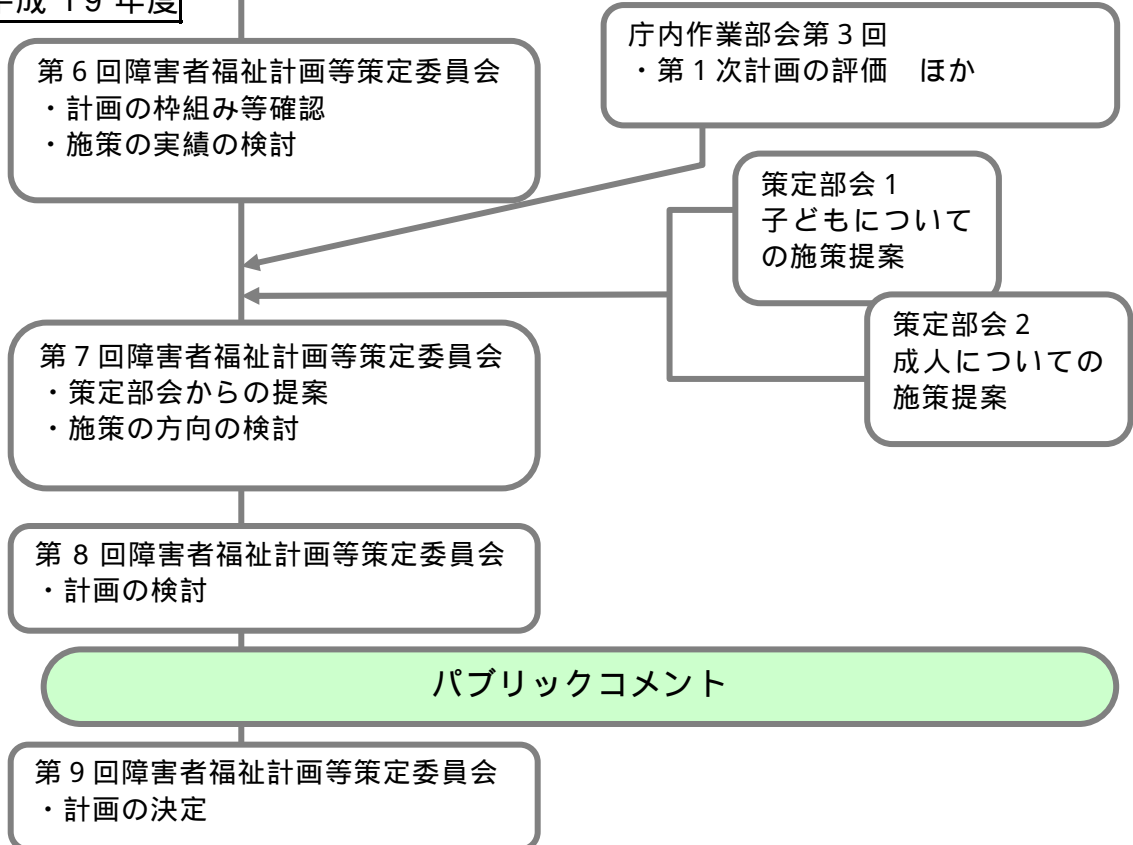
本計画は、障害児者団体や障害福祉関連事業所、また市民の意見を広く聴くとともに、市役所内の各部署の意見を取りまとめた上で、豊明市障害者福祉計画等策定委員会策定部会において子どもを対象とした施策と成人を対象とした施策の必要について提案をまとめ、豊明市障害者福祉計画等策定委員会に図って検討していただき策定いたしました。

図表 3 計画策定の流れ

平成 18 年度

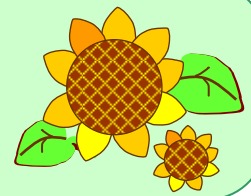


平成 19 年度



詳細な策定経過は資料編に掲載

第2章 障害者の現況と将来推計



第2章 障害者の現況と将来推計

1 障害者数の現況

平成15年度～平成18年度の障害者数をみると、身体障害では1年間に平均3.7%ずつ増加しています。知的障害では6.1%の増加です。

精神障害では精神保健福祉手帳所持者が28.0%増と大幅に増えています。手帳所持者を除く通院医療費公費負担制度利用者数は、手帳所持者が増えたため4.9%の減、難病者は3.3%の増加になっています。

図表4 障害者数の変化

(年度末現在)

種類		平成15年度 (人)	平成16年度 (人)	平成17年度 (人)	平成18年度 (人)	平均増加 率(年間)	
身体 障害	身体障害者 手帳所持者	18歳未満	34	39	36	36	2.0%
		18歳以上	1,499	1,551	1,614	1,669	3.8%
		合計	1,533	1,590	1,650	1,705	3.7%
知的 障害	療育手帳 所持者	18歳未満	64	70	81	87	12.0%
		18歳以上	187	193	200	210	4.1%
		合計	251	263	281	297	6.1%
精神 障害	精神保健福祉手帳所持者	182	235	283	335	28.0%	
	通院医療費公費負担制度 利用者(手帳所持者を除く)	378	343	339	323	-4.9%	
難病者	特定疾患医療費公費負担 受給者数	214	241	232	235	3.3%	
合計(障害間の重複あり)		2,558	2,672	2,785	2,895		

2 障害者数の将来推計

将来の障害者数の推計について、平成 23 年度までは「豊明市障害福祉計画」での推計値をそのまま掲載しています。平成 24 年度以降は身体障害では 1 年間に 3.9% ずつ増加すると予測しています。知的障害では 1 年間に 5.0%、精神保健福祉手帳所持者では 6.0% の増加と予測しています。

平成 29 年度の障害者の推計は、身体障害 2,433 人、知的障害 471 人、精神障害 1,033 人、難病患者 232 人で合計で 4,169 人となります。

図表 5 障害者数推計 (各年度 4 月)

種類		平成 19 年度 実人数 (人)	平成 20 年度 推計(人)	平成 23 年度 推計(人)	平成 29 年度 推計(人)	平成 24 年 度以降の 推計増加率 (年間)	備考
身体 障害	身体障害者手帳所 持者	1,705	1,779	1,972	2,433	3.9%	人口高齢化のため平成 23 年度までの増加率がやや上昇すると見込む
知的 障害	療育手帳所持者	297	314	362	471	5.0%	少子化の影響で、平成 23 年度までの増加率が下降すると見込む
精神 障害	精神保健福祉手帳 所持者	335	399	573	779	6.0%	平成 23 年度までの増加率が落ち着くと見込む
	通院医療費公費負 担制度利用者 (手帳所持者を除く)	323	305	254	254	0.0%	平成 23 年度までは手帳取得が進み、毎年 5% 減少、平成 24 年度以降は横ばいと見込む
難病 者	特定疾患医療費公 費負担受給者数	235	232	232	232	0.0%	変化なしと見込む
合計(障害間の重複あり)		2,895	3,029	3,393	4,169	3.8%	

平成 20 年度と 23 年度の推計は「障害福祉計画」時の推計

3 市内の障害者福祉施設等の現況

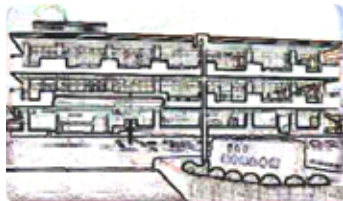
市内には次の障害者福祉施設等があります。

図表 6 市内の障害者福祉施設等（平成 20 年 3 月現在）

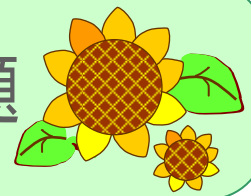
種類	施設名
公立等の施設	豊明市役所 総合福祉会館（豊明市社会福祉協議会・豊明市地域福祉サービスセンター） 豊明市保健センター 愛知県瀬戸保健所豊明支所（精神障害に関しては瀬戸保健所） 心身障害児通園施設「どんぐり学園」
障害者福祉施設等	障害者更生援護施設（身障療護） ゆたか苑 障害者援護施設（知的通所授産） メイツ、フレンズ 知的障害者地域生活支援センター ファイン ケアホーム みさき館 生活ホーム 二村台 グループホーム なごむ、つどう 精神障害者福祉ホーム らくらく 障害者援護施設（精神通所授産） ハーミット 援護寮豊明
NPO	むぎの花（障害者雇用をめざしたNPOによるパンの店）
保育園・学校等	保育園 市立 10 園（障害児保育指定園「青い鳥保育園」）私立 3 園 幼稚園 私立 5 園 小学校 公立 9 校（平成 20 年度からすべてに特別支援学級を設置予定） 中学校 公立 3 校（すべてに特別支援学級を設置済み） 私立 1 校 高等学校 公立 1 校 私立 1 校 地域子育て支援センター 1 か所 小規模子育て支援センター 1 か所 とよあけファミリー・サポート・センター 1 か所

図表 7 市内の主な障害者福祉施設等の図（平成 20 年 3 月現在）





第3章 障害者福祉の現況と課題



第3章 障害者福祉の現状と課題

1 第1次計画の進捗と評価のあらまし

第1次計画の事業の進捗の現状と今後の課題を一覧にして、分野別に下記の表に示しました。

第1次計画 基本目標1 地域で生活するための拠点・しくみを整える

ホームヘルプやグループホーム、ショートステイは計画以上に充実してきましたが、今後自立支援制度のもとでの施設運営が課題となっています。

施策番号	施策名	現状と今後の方向	担当部署
1.1.1	地域福祉サービスセンター	福祉カルテ登録を災害時要援護者登録としたい。	社会福祉協議会
1.1.2	ホームヘルプ事業	自立支援制度により自閉症・発達障害者への派遣が可能になった。今後は利用増に対応できる体制が必要。	社会福祉課
1.1.3	短期入所（ショートステイ）	ファイン（知的）、柏葉荘（東郷町 精神）、ゆたか苑（身体）で実施。日中一時支援事業も開始。	社会福祉課
1.1.4	難病患者等居宅生活支援	制度的には整ってきた。制度の積極的なPRが必要。	社会福祉課
1.1.5	家庭児童相談室	要保護児童地域対策協議会が発足した。	児童福祉課
1.1.6	訪問入浴サービス	平成19年度から利用可能回数が増加。	社会福祉課
1.1.7	寝具クリーニング	利用は減少傾向。	社会福祉課
1.1.8	緊急電話、福祉ベル	消防法の改正により利用者増。今後も設置PRが必要。	社会福祉課
1.2.1	国民年金加入・受給促進(国)	障害年金受給者数及び支給金額も年々増。	保険年金課
1.2.2	特別障害者手当(国)	精神障害者を対象とするよう国に要望、現状では難しい。	社会福祉課
1.2.3	在宅重度障害者手当(県)	精神障害者を対象とするよう国に要望、現状では難しい。	社会福祉課
1.2.4	特別児童扶養手当の支給(国)	障害者手帳取得者への制度周知徹底が必要。	児童福祉課
1.2.5	児童扶養手当の支給(国)	離婚増で受給者数が増加。母の就労支援策充実が課題。	児童福祉課
1.2.6	遺児手当(県)	離婚件数が増加し受給者数が増加。	児童福祉課
1.2.7	遺児手当(市)	離婚件数が増加し受給者数が増加。	児童福祉課
1.2.8	心身障害者扶助料(市)	対象者数が増加、特に精神障害者は激増している。	社会福祉課
1.2.9	在日外国人福祉給付金	現在支給実績なし。制度のPRが必要である。	社会福祉課
1.3.1	バリアフリー住宅の整備、リフォームヘルパー制度、住宅リフォーム補助	リフォームヘルパーの実施件数は大幅に減少している。	社会福祉課、社会福祉協議会
1.3.4	県営住宅のバリアフリー化	全体のバリアフリー化は建替時等に行うが、現状は市内での建替予定なし。入居者自身のバリアフリー工事は可能。	愛知県
1.3.5	県営住宅の家賃減額	利用者があり、継続予定。	愛知県
1.3.6	県営住宅の単身入居、グループホーム利用	一般世帯の入居希望者が多く、実施することは難しい状況。	愛知県
1.3.7	公団住宅のバリアフリー化	豊明団地の一部を改良対象住戸に指定、順次改良中。	UR都市機構
1.3.8	公団住宅の優先入居	新築時は優遇制度があるが、市内の新築予定はなし。	UR都市機構

(続く)

(続き)

施策番号	施策名	現状と今後の方向	担当部署
1.3.10	身体障害者更生援護施設	職員確保が難しく施設の運営がきびしいものになる。	社会福祉課
1.3.11	知的障害者グループホーム	計画どおり設置できたが、厳しい経営状況で、運営方針を決める必要がある。	社会福祉課
1.3.12	知的障害者生活体験プログラム	自立支援法での、施設の運営方針を決める必要がある。	社会福祉課
1.3.13	精神障害者援護寮	自立支援法での移行と事業展開についての支援が必要。	瀬戸保健所
1.3.14	知的障害者入所更生施設設置の支援	市外の入所更生施設に28人(平成17年現在)が入所しているが、今後は更生施設ではない地域生活が成り立つ事業の検討が必要である。	社会福祉課
1.3.15	精神障害者グループホーム設置の支援	計画どおり設置できたが、厳しい経営状況。近隣住民との融和に努める必要がある。	社会福祉課

第1次計画 基本目標2 ライフステージに応じた役割を誰もが担うために

障害をもつ乳幼児の早期療育のニーズは増加しており、拡充に努める必要があります。

学校においては特別支援教育支援員の配置など支援体制ができつつありますが今後の充実も必要です。

障害者自立支援制度がスタートし、障害者の雇用の場の拡大、就労継続のための支援にさらに力を入れる必要があります。

施策番号	施策名	現状と今後の方向	担当部署
2.1.1	なかよし教室	参加者が年々増加、さらなる充実をめざす。	健康課
2.1.2	心身障害児小規模通園施設「どんぐり学園」の充実	利用しやすい体制を整える。	児童福祉課
2.1.3	障害児保育	障害児保育の研修機会を充実させた。施設や保育士充実に財政的困難がある。	児童福祉課
2.2.1	就学指導	平成18年度より特別支援教育支援員を5校に4人配置している。全校への配置も必要である。	学校教育課
2.2.2	特別支援学級の設置	必要に応じた特別支援学級の設置	学校教育課
2.2.3	学校のバリアフリー化	今後の各学校の耐震改修に併せて整備していく。	学校教育課
2.2.4	交流教育	今後もより活発な交流をしたい。	学校教育課
2.2.5	スクールカウンセラー	今後もさらに充実させるために配置したい。	学校教育課
2.2.6	障害児の実態把握	障害児の実態に合わせた施策を検討していきたい。	社会福祉課
2.3.1	知的障害者授産施設の充実	(仮称)第2メイツの設置を検討している。	社会福祉課
2.3.2	精神障害者小規模保護作業所の充実	通所者等から自立支援制度の地域活動支援センターへの移行を希望する声がある。	社会福祉課
2.3.3	通院リハビリテーション事業	情報提供、働きかけに努める。	瀬戸保健所
2.3.4	障害者の働く場の拡大	雇用先の拡大や、授産施設への委託拡大が必要である。	社会福祉課
2.3.6	市役所での雇用の促進	障害者雇用の取組みをすすめていく。	人事秘書課

第1次計画 基本目標3 豊かで活動的な生活を支援する

障害者が参加できる生涯学習等の講座は増加しています。今後スポーツ大会等の障害者団体の自主運営支援やボランティアの養成が課題です。

自立支援制度により、ガイドヘルパー派遣やコミュニケーション支援が充実してきましたが、今後は利用増への対応も必要です。

施策番号	施策名	現状と今後の方向	担当部署
3.2.1	文化講座・趣味講座の参加促進	視覚障害者の講座を平成18年度に開催。精神障害者向けの陶芸教室も計画している。	生涯学習課
3.2.2	身体障害者向け趣味講座の開催	余暇活動等を中心に実施する地域活動支援センターの設置が急がれる。	社会福祉課
3.2.3	知的障害者向け趣味講座の開催	手をつなぐ育成会等のサークルで実施している。	社会福祉課
3.2.4	障害者スポーツ大会	市から豊明市心身障害者(児)福祉団体連合会に委託実施、高齢化等による運営継続が課題である。	社会福祉課
3.2.5	文化会館主催自主事業の優遇	視覚及び聴覚障害者への対応が迫られている。	文化会館
3.3.1	身体障害者デイサービス	自立支援制度に移行。	社会福祉課
3.3.1	障害者団体等の育成	障害者団体・福祉団体が自主的に運営できるよう支援する。ボランティアの養成が必要である。	社会福祉協議会
3.3.2	心身障害者・児相談コーナーの実施	現在の開催日及び開催期間が妥当であるかを検討する必要がある。	社会福祉課、社会福祉協議会
3.3.3	障害者活動センター	総合福祉会館の無料貸出し、市役所のバリアフリー化などで対応。	社会福祉課
3.4.1	福祉情報サービス	今後民間事業者による情報提供が増えることになると思われる。	社会福祉課、社会福祉協議会
3.4.2	補装具の交付	自立支援制度に移行。	社会福祉課
3.4.3	日常生活用具の給付	地域生活支援事業に移行。	社会福祉課
3.4.4	車椅子貸出し	継続している。障害者だけでなく市民が一時的に借りられる制度である。	社会福祉協議会
〃	簡易浴槽の貸出し	問い合わせ等ないようであれば廃止する。	社会福祉協議会
3.4.5	住宅改造・介護機器等利用指導	住環境整備のサービスマニュアルの作成を検討。	社会福祉課、社会福祉協議会
3.4.6	おもちゃ図書館	障害児者支援から子育て支援に移っている。子育て支援事業として継続。	社会福祉協議会
3.5.1	バス料金の無料利用	ひまわりバスを交通バリアフリー法適合車に買換え、障害者等の利便性向上に努める。	産業振興課
3.5.3	障害者用のリフト付き自動車の貸出し	車いす専用車貸出し事業に変更。	社会福祉協議会
3.5.4	自動車改造費の補助	地域生活支援事業として実施。	社会福祉課
3.5.7	公衆ファックスの設置	市役所玄関に設置。	総務課
3.5.9	手話通訳者の派遣	地域生活支援事業として実施。	社会福祉課
3.5.10	手話ボランティアの養成	入門編のほか、基礎編を平成19年に市で実施。今後もニーズに応じて実施していく。	社会福祉協議会
3.5.11	要約筆記ボランティアの養成	講座の実施については未定。必要があれば検討していく。	社会福祉協議会
3.5.12	ガイドヘルパーの派遣	地域生活支援事業として実施。今後需要は高まるものと思われる。	社会福祉課
3.5.14	障害者の財産管理、人権擁護	社会福祉協議会にて福祉サービス利用援助事業を実施している。成年後見制度の支援についても検討していく。	社会福祉課

第1次計画 基本目標4 障害に合わせた健康づくり

口腔健康管理の指導については、今後、精神障害・発達障害者の対応を検討していく必要があります。

精神障害については瀬戸保健所と連携して家族会の支援や相談を実施しています。精神障害者保健福祉手帳の取得者は増加しており、今後も支援の充実が求められています。

施策番号	施策名	現状と今後の方向	担当部署
4.1.1	訪問指導（母子）	電算システムを充実し、フォロー者の管理を行う。	健康課
4.1.3	乳幼児健康診査の実施	受診率の維持向上と未受診児フォローの充実をめざす。	健康課
4.1.4	健康教育・健康相談	平成20年度からの医療保険改正による、関連機関との調整が必要となっている。	健康課
4.1.5	基本健康診査	平成20年度からの医療保険改正による、関連機関との調整が必要となっている。	健康課
4.1.6	訪問指導（成人）	健診後の要フォロー者を訪問、生活習慣病予防のための保健指導を実施。	健康課
4.1.8	訪問口腔衛生指導・栄養	介護保険制度に移行。	健康課
4.1.9	口腔健康管理の指導	豊明市心身障害者（児）福祉団体連合未加入者や精神障害・発達障害の方への対応を検討。	社会福祉協議会
4.2.1	更生医療の給付	自立支援医療制度に移行。	社会福祉課
4.2.2	障害者医療費の助成（県）	受給者の健康管理の充実を図っていく。	保険年金課
4.2.3	精神障害者医療費助成の充実（市）	国・県へ他の障害者と同等の医療費補助を要望していく。	保険年金課
4.3.1	機能訓練事業B型（リハビリ教室）	介護予防サービスとして高齢者福祉課へ移行。ただし健康課、ボランティア、高齢者福祉課の協働事業として今後も実施していく。	健康課
4.3.1	精神障害者デイケア	各医療機関で実施。	各医療機関
4.3.2	在宅訪問リハビリテーション	介護保険制度に移行。	健康課
4.3.3	地域介護講習会「介護者のつどい」の実施	高齢者福祉課(地域包括支援センター)に管轄が移行。今後の健康課は事業の一部を担う。	健康課
4.4.1	保健福祉教室・在宅看護教室	平成10年度で事業廃止	瀬戸保健所
4.4.2	特定疾患（難病）医療給付事業	制度改正に基づき事業実施、申請手続周知等、対象者に理解しやすいように努めていく。	瀬戸保健所
4.4.3	訪問等相談指導事業	重症認定者や様々な課題をもつ患者、家族へ医療・福祉関係者と連携し在宅療養支援体制づくりを行う。	瀬戸保健所
4.4.4	難病相談・医療相談	支援が必要なケースには患者、家族、市町医療・福祉等関係機関と連携し支援していく。療養上の問題を含めて医学的な助言指導を実施。	瀬戸保健所
4.4.5	難病患者と家族のつどい	他疾患のつどいは他機関や県レベルの患者会を紹介。内容の充実。	瀬戸保健所
4.4.6	難病についての啓発	関係機関・関係者の疾病の理解と知識向上のため研修、会議等を行う。災害時に備え、要援護者名簿の作成、市町との連携等検討課題である。	瀬戸保健所
4.4.7	口腔健康管理の指導	事業の変更はない。	瀬戸保健所
4.5.1	精神障害者保健福祉手帳の交付	取得者の伸び率が高くなっている。	社会福祉課

（続く）

(続き)

施策番号	施策名	現状と今後の方向	担当部署
4.5.2	通院医療費補助(通称32条)	自立支援医療制度になり、1年更新となったため事務量が増大している。	社会福祉課
4.5.3	精神保健福祉相談	平成19年度から精神障害者の福祉相談及び医療専門相談を実施。	社会福祉課
"	"	平成19年度から精神保健福祉相談に加えて、メンタルヘルス相談を毎日実施。	瀬戸保健所
"	"	健康課として、予防活動に重点をおいた活動を展開していく。	健康課
4.5.4	精神障害者社会復帰教室の実施	平成19年度は月1回開催。	瀬戸保健所
4.5.5	家族教室	家族懇談会を通しての支援継続。	瀬戸保健所
4.5.6	家族会育成	家族会からの要望を聞き、支援を検討していく。	社会福祉課
"	"	家族会活動の側面的支援を行っていく。	瀬戸保健所
4.5.7	精神保健についての啓発活動	一般住民の参加をつのる。	瀬戸保健所
4.5.8	精神障害者ショートステイ	制度が利用しやすくなったためPRに努める。	社会福祉課
4.5.9	精神障害者地域生活支援センター	平成18年10月より障害者自立支援法に移行し、地域活動支援センターとしての存続の支援。	瀬戸保健所
4.5.10	精神保健福祉ボランティアの育成	交流会を実施予定(平成19年度1回実施)	瀬戸保健所
4.5.11	精神障害者保健福祉手帳による制度の充実	取得の説明や相談を実施。	社会福祉課

第1次計画 基本目標5 生活に必要な外出をしやすく

関連計画の人にやさしい街づくり計画の実施や国の法制度改正により、市内のバリアフリー化が進んでいます。今後はユニバーサルデザイン の考え方を取り入れた街づくりを進める予定です。

子どもや障害者・高齢者、外国人など様々な人が使用できる建物や交通機関、道具などのデザイン

施策番号	施策名	現状と今後の方向	担当部署
5.1.1	人にやさしい街づくり計画の推進	公共施設においては、「豊明市人にやさしい街づくり推進計画」、「第2次豊明市都市マスタープラン」を周知し事業を推進できるよう方向付ける。	都市計画課
5.1.2	街づくりのモデル地区の整備	第2次豊明市都市マスタープランにおいて、市内3駅周辺にユニバーサルデザインを推進する予定。	都市計画課

第1次計画 基本目標6 障害があっても安心して暮らせる地域づくり

避難所のバリアフリー化、また災害時要援護者対策を進めています。今後、知的障害者・精神障害者などに参加を募り防災訓練を実施するなどの協力体制が必要です。

施策番号	施策名	現状と今後の方向	担当部署
6.1.1	災害時の支援体制、協力体制の確立	民生児童委員と協力、災害時要援護者台帳の整備等を検討する必要がある。	社会福祉課
"	災害時の支援体制、協力体制の確立	災害情報の伝達のマニュアル化。災害時の緊急情報の伝達の迅速性を図るため、地区住民と地域及び民生児童委員との共存の重要性。	防災安全課
6.1.2	災害時の障害者救援体制	避難所における介護用品については、今後備蓄していく計画。車いす用トイレについては、全避難所に設置するよう進める。パーテーションも導入予定。	防災安全課
6.1.3	ファックスによる119番受付	該当者数及び該当者の住所、FAX番号等を把握し事業計画に活かす。	消防署
6.1.4	防火指導	現在は高齢者世帯を中心として行っているが、障害者世帯に対しても実施できるよう検討する。	消防総務課
6.1.5	緊急電話の設置等	対象が一人暮らし高齢者等のため、障害者世帯への設置は実施していない。	社会福祉課
6.1.6	家具転倒防止器具の取付け	高齢者が中心で、障害者世帯の利用実績はない。	社会福祉課

第1次計画 基本目標7 “交流”と“学習”を通して人権を尊重していく社会づくり

福祉実践教室の実施など児童・青少年向けの福祉学習やボランティア体験の場を継続しています。

施策番号	施策名	現状と今後の方向	担当部署
7.1.1	学校教育における福祉教育の推進	学校への情報提供や意思伝達に努める。職員の研修参加で知識を深め、より一層福祉教育の充実を図る。	社会福祉協議会
7.1.2	福祉実践教室	反省点などふまえ内容を改善していく。精神障害や発達障害の理解もテーマとして取り入れる。	社会福祉協議会
7.1.4	小学生・中学生ボランティア活動の推進	今後もボランティア活動を推進する。	学校教育課
7.2.1	障害者週間での啓発、広報活動	障害者福祉計画の概要版の市内全世帯配布、障害者団体や市内及び近隣市町の福祉施設等の広報を実施。	社会福祉課
7.2.2	障害者の行事に市民の参加の呼びかけ	今後もボランティア活動を盛り上げることで、市民の障害に対する理解が深まるように努める。	社会福祉課
7.2.3	福祉展での啓発・広報活動	豊明まつりの福祉展で障害者団体の現状等を市民にPRしている。	社会福祉課
7.2.4	障害者作品展の実施	豊明まつりの福祉展で実施。愛知県主催の障害者作品展にも出品。	社会福祉課
7.2.5	視覚障害者援護講習会	NPOあいち視覚障害者援護促進協議会が講習会を実施。	社会福祉協議会
7.2.6	青少年ボランティア体験	自主性重視のボランティア意識を育てていきたい。精神障害や発達障害の理解もテーマとして取り入れる。	社会福祉協議会
7.2.7	夏季中高生ボランティアスクール	学校への周知を積極的に進める必要がある。	社会福祉協議会
7.2.8	親子福祉入門教室	参加人数が多く盛況である。	社会福祉協議会
7.2.9	ボランティア活動の支援	講座参加者減少、助成団体見直しなどの検討課題がある。	社会福祉協議会
7.2.10	ボランティアセンターの充実	ボランティアセンター室の設置、専任職員確保が必要	社会福祉協議会

第1次計画 計画の推進について

第1次計画の推進については、市民・当事者参加を進めるため、アンケートやパブリックコメントなどの意見聴取の機会を広めています。

発達障害（自閉症者等）については、まだ障害者手帳交付の対象となっていないため、手帳所持者との福祉制度の格差は大きく、課題があります。

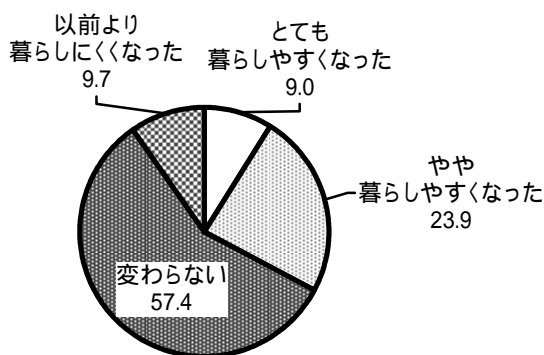
施策番号	施策名	現状と今後の方向	担当部署
8.1.1	市民・当事者参加の計画の推進	市民アンケート、障害者アンケート、パブリックコメント等を実施。	社会福祉課
8.1.2	計画実現のための基礎整備	平成18年度に障害福祉計画を策定し、平成19年度には障害者福祉計画を策定。	社会福祉課
8.1.3	自閉症者への福祉サービスの充実	手帳所持者とのサービス格差の是正に努める。	社会福祉課

2 アンケートからみる課題

平成 18 年 9 月に本市の障害者福祉制度やまちづくりについて評価や意見を聞く「福祉のまちづくりアンケート」を実施しました。結果の中から主だった評価や課題を紹介します。

障害者の 3 割以上は豊明市が暮らしやすくなったと評価しています。

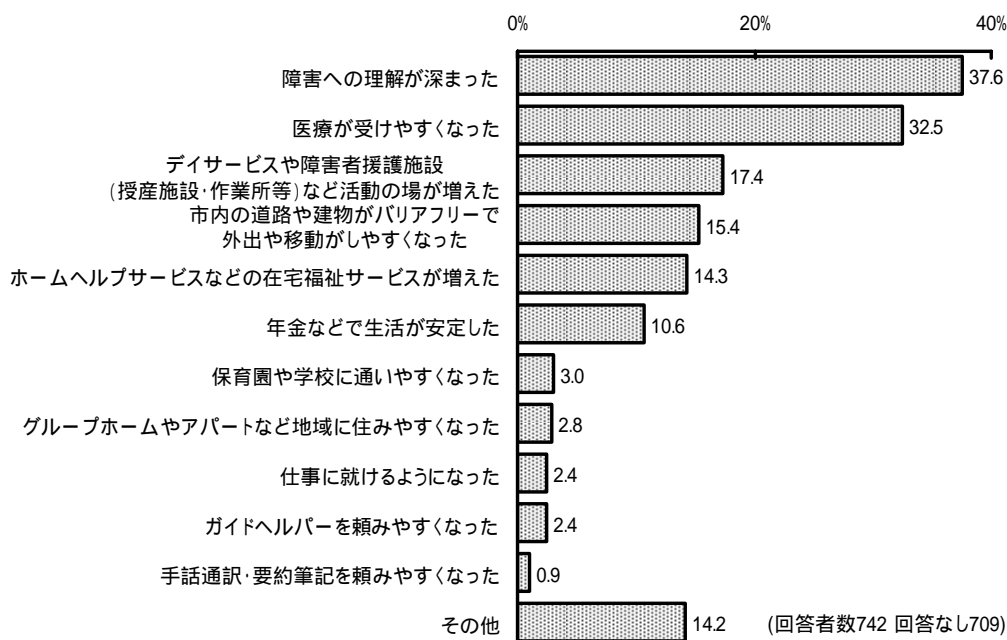
障害者アンケート あなたは、近年の、豊明市の障害者福祉についてどのように感じますか？



(回答者数1,064 回答なし387)

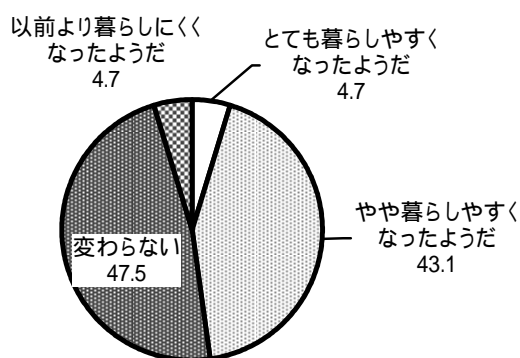
以前より、理解が深まった、医療が受けやすくなった、施設が増えたことが評価されています

障害者アンケート 豊明市で、以前よりよくなった点は何ですか？(該当するものすべてに)



市民は近年の豊明市の福祉について、半数近くが暮らしやすくなったと評価しています。

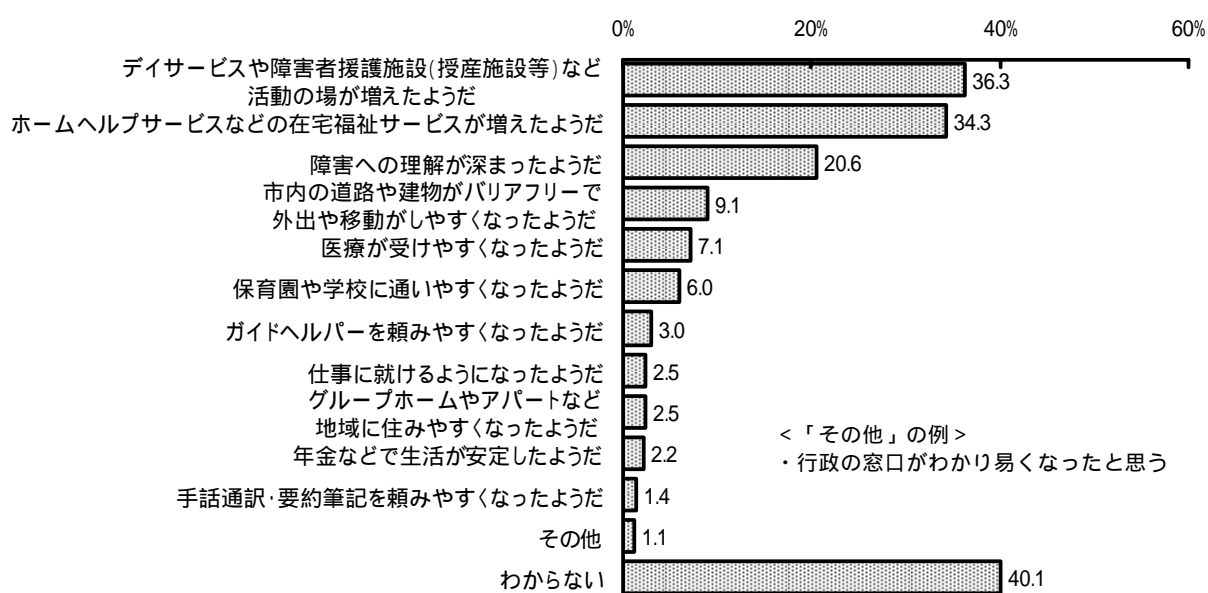
市民アンケート あなたは、近年、豊明市の福祉がよくなった、あるいは豊明市の障害をもつ人が暮らしやすくなったとお感じになりますか？



(回答者数364 回答なし49)

市民が評価するよくなったことは、デイサービスなど活動の場やホームヘルプサービスなどが増えたことです。

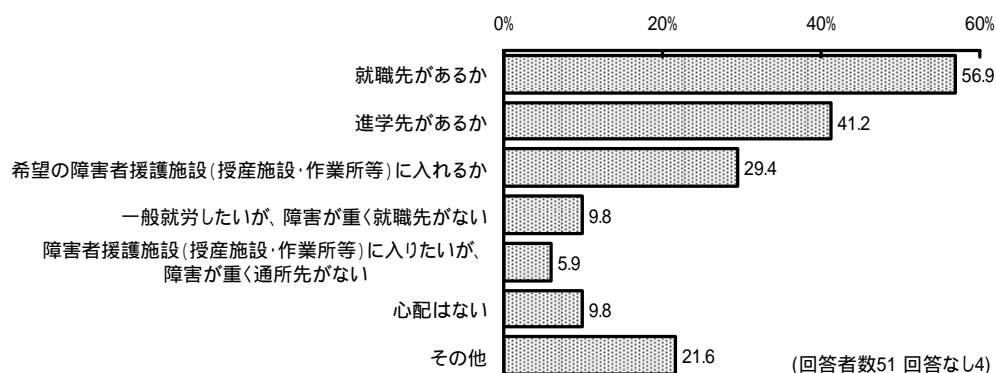
市民アンケート 豊明市で、以前よりよくなったと感じるのはどのようなことでしょうか？ (該当するものすべてに)



(回答者数364 回答なし49)

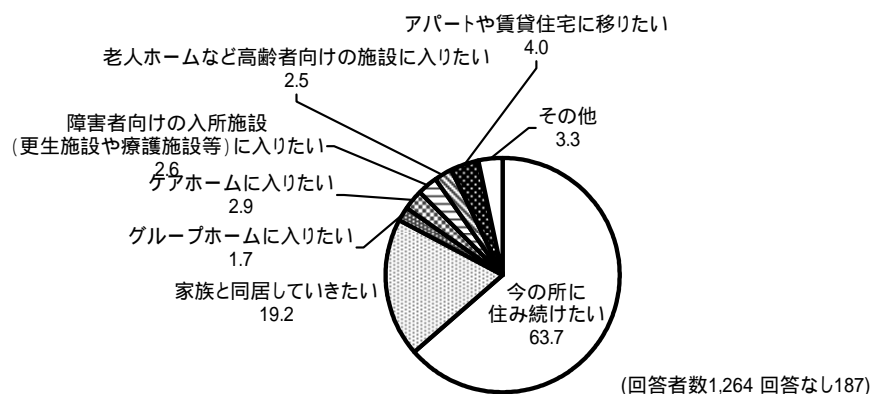
障害をもつ児童生徒の6割近くが就職先があるかを心配しています。

障害者アンケート 卒業後のことで、心配はありますか？（該当するものすべてに ）



多くの方は今後も今のところに住み続けたいとしているが、18歳～39歳では2割がケアホーム・グループホームやアパート等での独立を希望しています。

障害者アンケート 今後、あなたご自身はどのように暮らしていきたいですか？（ は1つ）

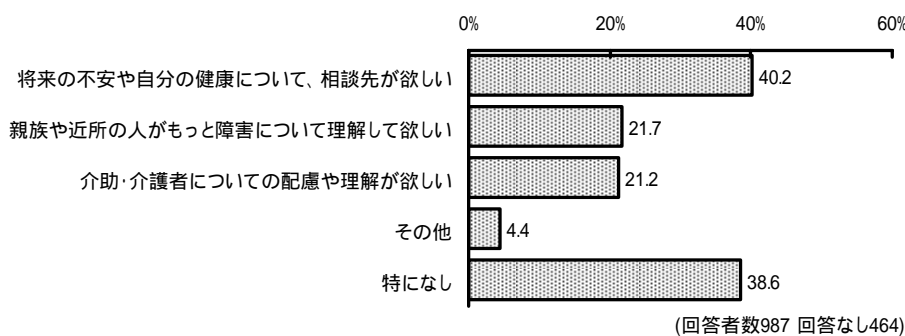


「グループホーム」障害をもつ人が支援を受けながら数人で暮らす家

「ケアホーム」障害をもつ人が職員の生活介助を受けながら数人～十数人で暮らす家

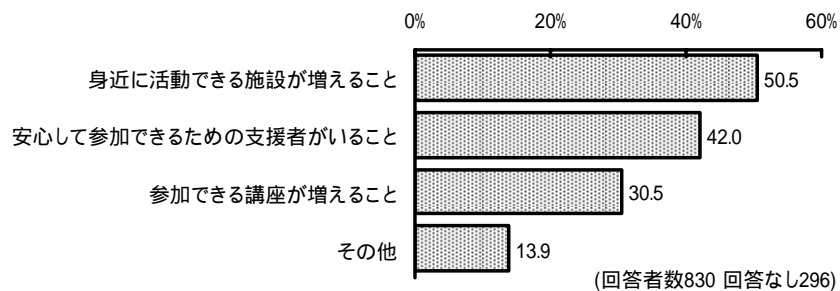
障害者の家族が介助・介護で感じるのは、将来のことや自分の健康について相談先が欲しいことなどです。

障害者アンケート 介助・介護で感じること（該当するものすべてに ）



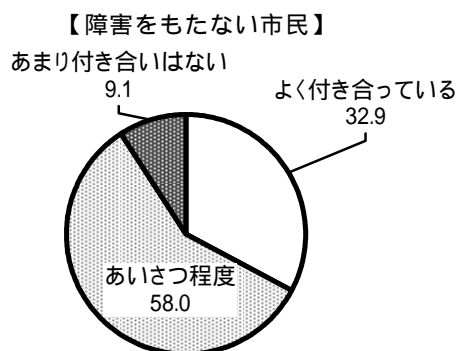
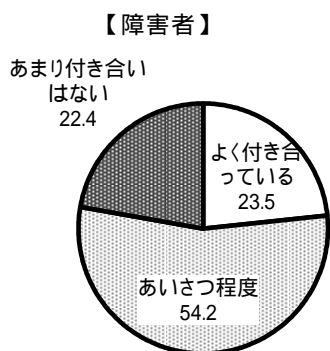
余暇活動のためには身近な施設や支援者が望まれています。

障害者アンケート 余暇活動をするために、どんなことを望まれますか？（該当するものすべてに ）



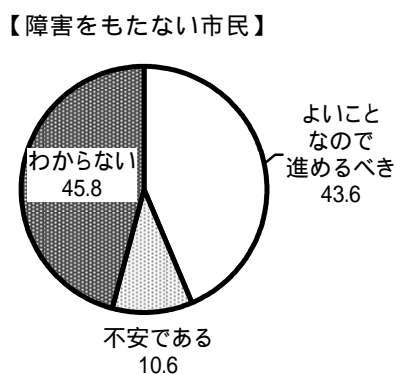
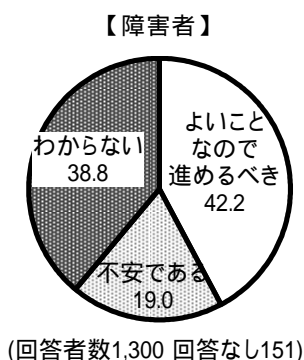
障害をもたない市民と比べると、障害者は近所付き合いがあまりない人が多くなっています。

障害者と市民 近所付き合いの程度



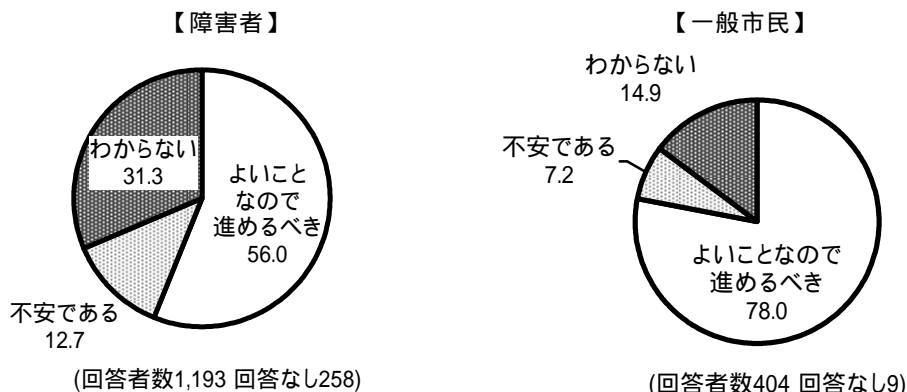
障害をもたない人も障害者も、4割以上が「障害者の地域生活はよいことなので進めるべき」と考えています。

障害者と市民 障害者の地域生活についての考え



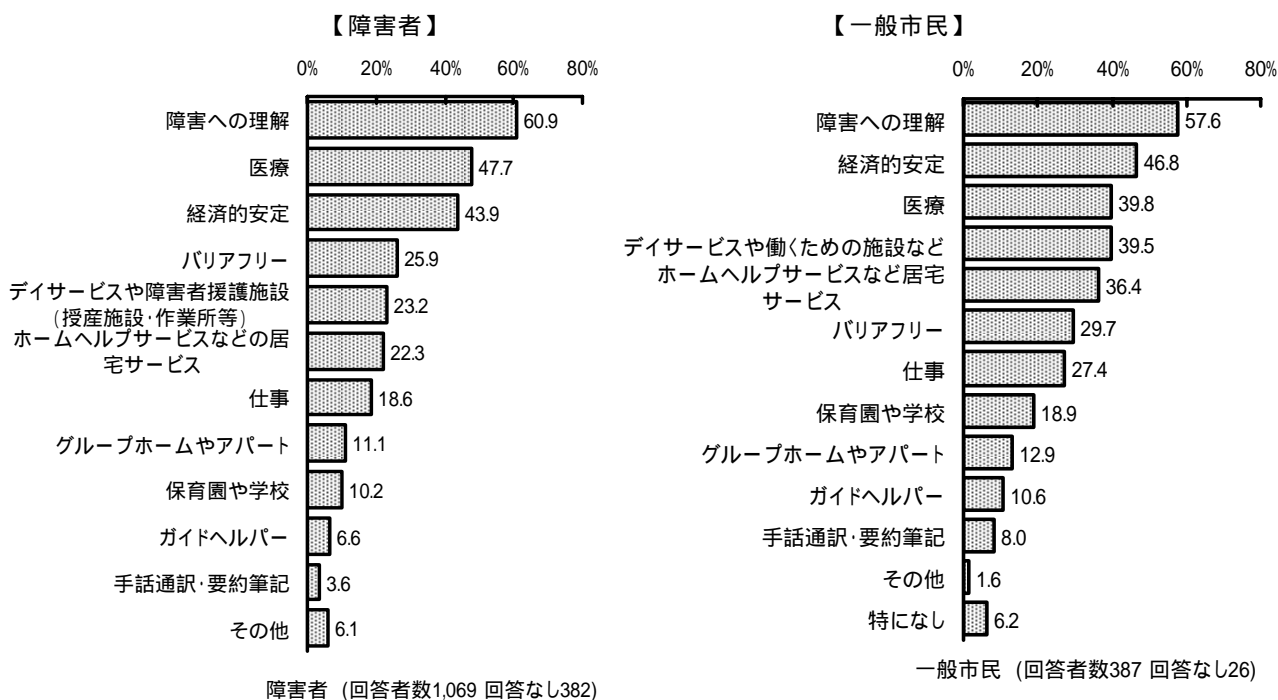
障害者の企業での就労を、よいことなので進めるべきと思う人は、障害をもたない人の方が障害者より多くなっています

障害者と市民 障害者の企業での就労についての考え



今後市が充実すべきことは、障害をもたない市民、障害者ともに、障害への理解、医療、経済的安定が上位にあげられています

障害者と市民 豊明市で充実すべきこと（複数回答）



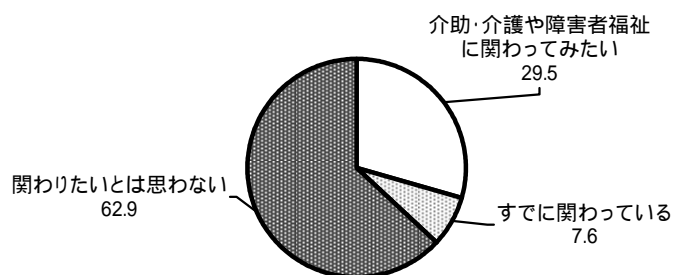
障害者と市民 豊明市の福祉に関すること、望むこと、感じていること（自由記述）

市民では、望むこと、感じていることとして「市全体の取組」、「わかりやすい情報提供」、「暮らし続けられるまちづくり」などがあげられています。

障害者では、望むこと、感じていることとして「新しい制度などの継続的な情報提供」、「少しの手助け」、「ファイン等市内の事業所への支援の要請」、「地域の人の障害への理解」などがあげられています。

3割の市民は今後、介助・介護や障害者福祉に関わってみたいとしています

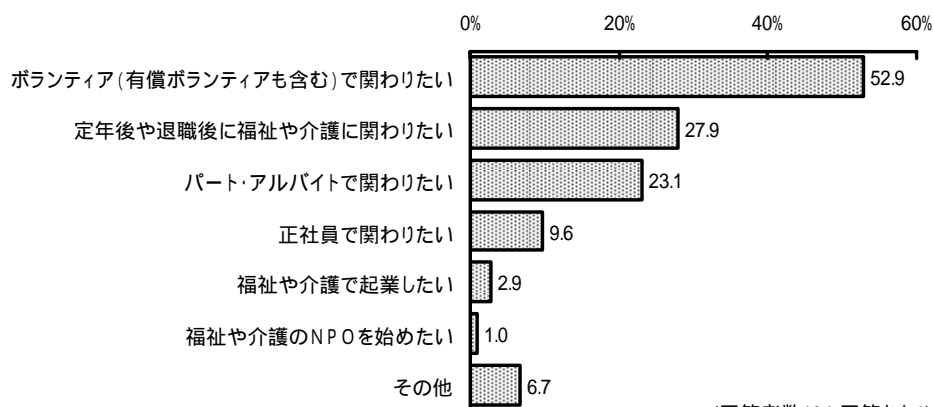
市民アンケート 最近、高齢者や障害者の介助・介護などの仕事や、介助・介護を行う事業所が増えていきます。あなたは、介助・介護や、障害者福祉に関わってみたいと思いますか？



(回答者数356 回答なし57)

介護や福祉への関わり方は、5割強がボランティア等で、3割近くが定年後、2割強がパート・アルバイトでの関わりを希望しています

市民アンケート 介助・介護や福祉に関わってみたい方にうかがいます。どのように関わりたいですか？(該当するものすべてに)



(回答者数104 回答なし1)

3 団体・事業所へのヒアリングからみる課題

平成 18 年に市内の障害児者団体や N P O、また障害者福祉に関わる事業所にヒアリングを実施しました。ここにその主な意見を紹介します。

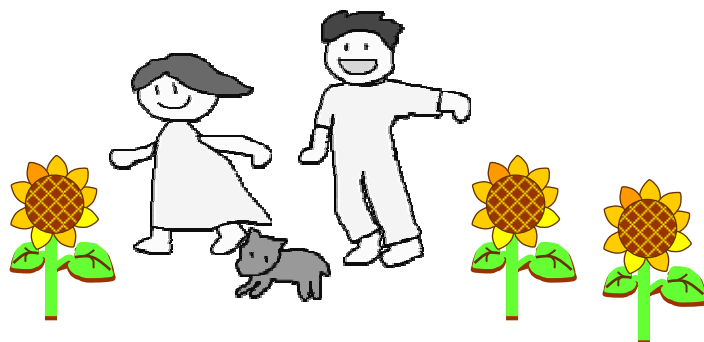
図表 8 障害児者団体の主な意見

番号	団体名	課題と要望
1	盲人福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> ・「視覚障害者が老人ホーム（介護福祉施設）に入ることができるか」、「災害時の対応」、「福祉実践教室への地元当事者の参加」が課題である。 ・災害時における弱者への対応について、次の点を知りたい。 避難所までの移動方法。 避難所での暮らし、特にトイレや洗面。 盲導犬が大丈夫か。 壁に貼られるであろう情報の読み上げ。 緊急ではないが重要な情報（広報等）の点訳・音訳について。
2	身体障害者福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> ・入会についての有効な P R 方法はないだろうか。 ・自立支援法の先行きが気になり。 ・大災害の時、一般の人とは対応が違うと思うがその時が心配である。
3	手をつなぐ育成会	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児・学齢期への子育て支援をしてほしい。 ・卒業後の日中活動の場を確保してほしい。 ・親亡き後の暮らし方が、いろいろあり選択できるとよい。
4	障害者と共に豊かな生活をつくる会 ワープ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児には地域で生きて行ってほしい。 そのために、グループホーム・ケアホームなどを、親亡き後に選択できる所が必要。母親が障害の子（成人）の世話ができなくなる時とは、母親自身が要介護状態になっている可能性が高く、親も障害者も入所できる福祉村のようなもの（豊橋市、岡崎市）が欲しい ・ボランティア組織を続けることの難しさを痛感している。青少年から継続して大人まで続けられるよう企業にもボランティア育成の要請をしてほしい。

（ 続 く ）

(続き)

番号	団体名	課題と要望
5	NPO法人 地域とともに 生きるめ だかの会	<ul style="list-style-type: none">・ 市内での就労の場が広がっていくことを望むので、公共関係の仕事、市内私企業で、障害者が就労できる場があるのではないかとされる。・ 発足したばかりの事業型NPO法人なので、労働力・資金に余裕がないが、やりがいはある。
6	ACくれよ ん	<ul style="list-style-type: none">・ 親が子の障害について受容する時期は3～5歳くらいであるため、医療機関・児童福祉課・保健センター・保育園・小学校・中学校のより一層の連携と理解を求める。・ 個々の障害・疾病について基礎的な知識をもつこと、児(の個性)について関心をもつなどの「理解」が必要だ。・ 学校の特別支援教育支援員配置は、1人だけでは不安である。低学年のみでなく、全学年にも広げるべきではないか。・ 保健センターの定期健診の対象年齢を6歳まで伸ばすことも必要。
7	ナッツの会	<ul style="list-style-type: none">・ 親が送り迎えできない時の支援や、学校の教室で人が必要な時の支援が必要。・ 支援には有償ボランティアなど、1人スタッフを雇うだけではない、広い支援への参加者が必要。・ 将来的には、就労相談ができて、ジョブコーチが派遣されるような、雇用の体制ができるといい。・ 新たな制度は名称だけでは内容がわからないので、使い方なども書いたチラシなどがあるといい。制度を知らなくて使えないままであることもあるので、窓口では説明して欲しい。・ 制度の無料試用ができるといいのではないかと(利用しない時断りにくくなるかもしれないが)。・ メイツ・ファインを市でサポートして欲しい。・ 言語訓練等の医療費に該当しない訓練施設へ通う際の補助金があればいい。



図表 9 障害児者関連事業所の主な意見

番号	事業所	意見
1	知多地区聴覚障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な手話通訳者の育成。 ・ 市役所・町役場での通訳相談のコーディネーターの設置（広域での設置でよい）。 ・ 聴覚障害者がわかる教育。 ・ 聴覚障害者の感性についての啓発（言葉や文章のわかりにくさがあること）。
2	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな制度などについての市役所からの情報提供。 ・ 今後のガイドヘルパー養成などの対策検討。
3	ゆたか苑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所事業については、当面は現状維持と考えている。 ・ 生活介護事業（旧デイサービス事業）の利用者が少ない。 ・ 清掃ボランティア、理髪ボランティアは大変助かっている。
4	桶狭間病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジョブコーチの体制確保も必要。 ・ 地域の理解を得にくかった経験がある。地域との関係づくりに支援が必要。 ・ 憩いの場・集まる場を、土曜日・日曜日にももてるとよい。
5	豊明栄病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院・地域及び行政の3者の連携が不可欠。 ・ 計画の策定及びその実行に向けた県及び市町村からの様々な情報提供が必要。
6	ゆったり工房	<ul style="list-style-type: none"> ・ まつりなどのイベントは、啓発の意味と、働くことの模擬体験になるので重要な事業と考えている。 ・ 公共施設で喫茶経営を受託できないか要望中である。
7	メイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注企業や就労受け入れ企業の開拓を進めたい。関係課を通じての照会、地元企業との交流の機会は歓迎、必要に応じて施設職員が相手企業に訪問する。 ・ 下請仕事は単価が低いため、市役所食堂、会議室などでの飲物の提供などの受託も検討したい。 ・ ハローワークとの連携も必要である。
8	ファイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年々相談内容が多種多様化してきているため、専門的な相談へ対応できるシステム作りが必要である。（専門相談の実施や関係機関とのネットワークづくり）また、総合的な相談窓口として機能するために、他の障害へ対応できる相談支援専門員の増員ができるとよい。 ・ 気軽に立ち寄っていただき、相談ができる環境づくりができるとよい。（場所の検討とスペースの確保が必要） ・ 日々の相談活動から様々なニーズをうかがい、平成17年には法人内のグループホームを開設し、平成18年には生活支援センターとしてショートステイ事業・日中一時支援事業を始める。今後訪問系サービスの検討も行っている。

以上のほか、チェリッシュ企画、柏葉より意見をうかがいました。

4 障害者福祉計画策定部会による提案

障害者福祉計画策定部会において、計画とすべきことを検討し、下記の提案がありました。なお、検討経過等は資料編に掲載してあります。

(1) 子ども部会からの計画への提案内容

「5年後、10年後に、子どもたちが育ち、学び、生きがいを見つけられるように」

1. 相談支援体制

目標

- (1) 相談は、障害児をもつ親があちこちの窓口に行くのではなく、相談窓口がネットワークを作ること
- (2) 相談にたずさわる人の障害の理解の促進
- (3) 情報のない人が不利にならないような情報提供

具体的な施策

相談窓口の連携
社会福祉課、児童福祉課、健康課、学校教育課、市民協働課、医師会・歯科医師会、病院等の医療機関、社会福祉協議会、市内の障害者支援施設や事業所
相談窓口での接遇や、障害児の親に対する適切な対応
聞いて始めてわかるのではなく、あらかじめ窓口での情報提供を行う

2. 早期発見・早期療育の支援

目標

- (1) 機会をとらえた障害の早期発見・診断の支援
- (2) 市内での療育（リハビリテーション等）の機会を増やす

具体的な施策

保健センターでの健康診査を5歳まで行うことによる、5～6歳になってからの障害の発見
どんぐり学園でのリハビリテーション日数を増やす

3 . 家族への支援・心のケア

目標

- (1) 経済的負担の軽減
- (2) 障害児に対応できる事業所やヘルパーを増やすこと
- (3) 安心して相談ができるスペースの確保

具体的な施策

自立支援制度利用の自己負担の軽減（現在は補装具と合わせると月7万以上になる場合がある）

現状では、肢体不自由児に対応できるヘルパーや事業所が少ないため、事業所やヘルパーを増やす

サロンのように安心して相談ができる場所の確保
家族の心のケアと父親などへの説明

4 . 支援者の育成・理解の促進

目標

- (1) 教員や保育士が研修に参加しやすい体制づくり
- (2) 研修や講演会などの情報紹介
- (3) 障害を理解するボランティアの育成

具体的な施策

職場での研修参加の配慮
研修や講演会などのポスター
ボランティア講座の開催など

5 . 当事者団体への支援

目標

- (1) 当事者団体の活動を広く知ってもらう

具体的な施策

当事者団体の勉強会や講演会などの案内を配布できるような、掲示の許可やちらしスタンドの設置

(2) おとな部会からの計画への提案内容

1 . 就労

目標

- (1) 障害をもつ人が、企業など幅広い就労先に就職できること
- (2) 障害をもつ人が、就労しながら社会生活をおくることができること
- (3) 障害の重い人の就労継続の支援

具体的な施策

- 企業への情報提供や障害者とのマッチング
- 就労や社会生活を支援する窓口の設置
- ジョブコーチ等の制度利用等の就労相談の開催
- 企業で働いていて、問題などが起きた時などの窓口
- 障害の重い人も就労継続できるように、福祉製品の販路拡大や福祉施設の作業受注量の確保
- 市役所などでの障害者の実習受け入れ

2 . 居住

目標

- (1) 障害をもつ人が、退院して、また家族から自立して、地域に住むことができること

具体的な施策

- 家を借りる際の保証人や貸してくれる人・場所の情報提供
- 保証人を含めた成年後見人制度の利用支援やその情報提供
- 地域生活のサポート、支援者の育成
- 各施設共同で使えるような、グループホーム・ケアホームの体験事業
- グループホーム・ケアホームの空き部屋紹介と希望者登録制度

3 . 生活支援

目標

- (1) 地域住民の障害への理解

具体的な施策

- 地域住民の理解を得る（例えば大人向け福祉教室の実施）
- 企業のボランティア育成と理解
- 各施設共同で使えるような、グループホーム・ケアホームの体験事業（再掲）

4 . 居場所づくり（余暇活動）

目標

- (1) 障害をもつ人が、地域でいきいき活動できること
- (2) 障害をもつ人や家族が、気軽に相談したり情報交換できること

具体的な施策

地域活動支援センターの設置の検討。（サロンのように気軽に寄れる、「生活支援サポーター」（仮称）がいて相談対応できる、ひまわりバスで行けるような便利な場所）

移動支援の充実

余暇活動や日中の活動をするための支援者の確保

障害児者が参加できる趣味やスポーツのクラブや講座の充実、設置

バリアフリーマップ（障害児者生活情報）作成

バリアがあるなしだけでなく、歩いて行ける地域内の、受け入れてくれる趣味の教室や店などの情報

5 . まちづくり（移動）

目標

- (1) 障害をもつ人が市内の施設に自分で通うことができること

具体的な施策

ひまわりバスの時間の見直し、ルートの見直し及び乗降介助ボランティアの検討
福祉移送サービスの検討や介護付きのタクシー情報の提供
朝夕の移動支援のヘルパー確保

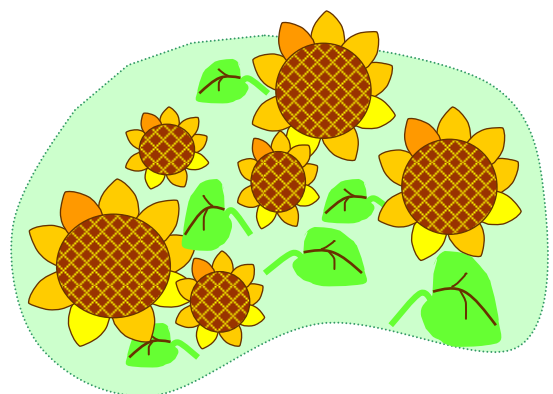
6 . 相談・緊急時対策等

目標

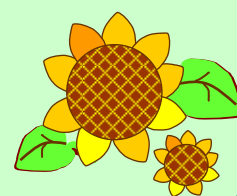
- (1) 地域での生活を支える相談・緊急時対応

具体的な施策

24 時間対応できる相談先の検討（在宅の人が相談できる、広く全般的な相談が可能な所）
災害時の要援護者の把握、地域住民による支援者の確保
災害時の医療体制確保（人工透析の人向けなど）
防災訓練への障害者（ケアホームの居住者等）の参加



第4章 計画内容



第4章 計画内容

施策の体系

1 福祉（共生）の心を育てます

- (1) 子どもの育成・理解の促進
- (2) 地域支援者の育成・理解の促進
- (3) 職場での支援者の育成・理解の促進
- (4) 市民や当事者団体による啓発活動の支援

2 地域で暮らせる生活支援・生活環境づくりを進めます

- (1) 居住
- (2) 生活支援
- (3) 家族のサポート
- (4) 福祉の人材の確保

3 安心して暮らせる保健・医療を充実します

- (1) 保健
- (2) 医療

4 保育・教育・児童育成を充実します

- (1) 早期発見・早期療育の支援
- (2) 障害児保育
- (3) 教育
- (4) 放課後および休日の児童の生活の充実

5 障害者の雇用・就労・居場所づくりを促進します

(1) 雇用

(2) 就労

(3) 居場所づくり (余暇活動)

(4) まちづくり (移動)

6 情報提供やコミュニケーション支援を充実します

(1) 相談支援体制の充実

(2) 情報提供

(3) 夜間や休日など緊急時対策等

(4) コミュニケーション支援

7 災害時などの安心・安全対策を進めます

(1) 夜間や休日など緊急時対策等

(2) 災害時要援護者対策

1 福祉（共生）の心を育てます

◆ 10年後をめざして

* 市民や当事者団体と協力して、理解し合えるまちをつくること

（１）子どもの育成・理解の促進

福祉教育や福祉実践教室などの充実

現在実施している福祉実践教室などを継続、充実させます。

児童・青少年のボランティア体験

現在実施しているボランティア体験などを継続、充実させます。

心の健康や発達障害への理解の促進

福祉実践教室やボランティア体験において、精神障害や発達障害に関わる内容を増やします。

（２）地域支援者の育成・理解の促進

障害を理解する地域のボランティアの育成

現在実施しているボランティア教室などを継続、充実させます。

心の健康や発達障害への理解の促進

ボランティア教室などにおいて、精神障害や発達障害に関わる内容を増やします。

交流機会

町内会のイベントや避難訓練など、様々な機会をとらえて、地域に住む障害者との交流の機会を作ります。

(3) 職場での支援者の育成・理解の促進

教員や保育士が研修に参加しやすい体制づくり

公的機関の職員や関係者が障害を理解する講座などに参加しやすいように、案内を行ったり、参加のための配慮をします。

研修や講演会などの実施、情報紹介

障害の理解についての研修や講演会を市内で実施するとともに、市外で開催される研修、講演会などの情報を紹介します。

企業ボランティアの支援

企業の社会貢献または企業の社員によるボランティア活動が容易にできるように、障害者団体とのマッチングなどの情報提供を行います。

(4) 市民や当事者団体による啓発活動の支援

当事者団体による啓発活動の支援

当事者団体の勉強会や講演会などの案内を配布し、自主的に理解を促進する活動ができるように、公的施設の掲示の許可やちらしスタンドの設置などを検討します。

主な施策・事業

施策・事業名	現状（平成17 - 19年）	今後の方向	担当部署
親子福祉入門教室	平成17年度 38名参加、手話・視覚障害者ガイド・点字・車いすの体験。 平成18年度 25名参加、盲導犬協会への見学も行った。 参加人数が多く定員を越す申し込みがある。	実施方法（親子参加等）を見直す。	社会福祉協議会
精神保健についての啓発活動	精神保健福祉普及講演会。尾張東部地域こころの健康フェスティバル。精神保健福祉ボランティア講座。	一般住民の参加を更につのっていく。	瀬戸保健所
市民・当事者参加の計画の推進	障害福祉計画及び障害者福祉計画の策定にあたり、障害者団体から意見聴取を実施。障害者及び一般市民にアンケート調査を実施。障害者計画等策定委員会のメンバーを市民から公募。パブリックコメントの実施。	事業実施への協力体制づくり。	社会福祉課 障害福祉係

2 地域で暮らせる生活支援・生活環境づくりを進めます

◆ 10年後をめざして

- * 親亡き後に、地域で生活し続けることができること
- * 福祉に関わる地域の人材を育てること

(1) 居住

家を借りる際の保証人や貸してくれる人・場所の情報提供

障害者地域生活相談事業などで、保証制度の紹介や借家の情報提供を行います。保証制度について検討します。

保証人を含めた成年後見人制度等の利用支援やその情報提供

障害者地域生活相談事業などで、成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業の利用支援や情報提供を行います。後見人制度利用の際の費用補助について検討します。

グループホーム・ケアホームの体験事業

将来の自立に備えて、若年者向けにグループホーム・ケアホームの体験事業を行います。

グループホーム・ケアホームの空き部屋紹介と希望者登録制度

グループホーム・ケアホームの運営を安定させ、希望者がいつでも利用できるように、空き部屋紹介と希望者登録制度を検討します。

(2) 生活支援

障害福祉計画による介護給付の実施

障害福祉計画によって、居宅介護、行動援護、生活介護などの介護給付を計画的に実施していきます。

介護給付の提供体制の整備

市内で不足している、また将来不足すると予想される行動援護や地域生活支援などの提供体制を検討します。

(3) 家族のサポート

自立支援制度・福祉制度利用の自己負担の軽減

自立支援制度や福祉制度利用の際の負担について、実態を把握し、必要な支援を検討します。

障害に対応した事業所の充実

現在、市内で不足している介護給付（肢体不自由児に対応できる事業所など）や地域生活支援を充実します。

家族の心のケア

障害児者の家族の心のケアについて検討します。

(4) 福祉の人材の確保

ホームヘルパーや施設職員などの人材確保

ホームヘルパーや施設職員など福祉サービスに関わるスタッフの募集と定着を支援するため、募集状況の情報提供や、研修の機会を設けるなどの、人材確保策を実施します。

主な施策・事業

施策・事業名	現状（平成17 - 19年）	今後の方向	担当部署
夜間の生活支援（グループホーム・ケアホーム）	知的障害では、平成17年度より通所授産施設「メイツ」をバックアップ施設としたグループホーム「みさき館」を設置。市内より3名が入居している。 精神障害では、平成15年度より桶狭間病院をバックアップ施設としたグループホーム「なごむ」「つどう」を設置。	自立支援法の施行により、利用者負担が1割となり、また、報酬単価が下がることにより施設の運営は厳しいものになるため対策を検討する。	社会福祉課 障害福祉係
障害者自立生活体験プログラム	平成18年度からは、「ファイン」にてショートステイ事業も始め、さらなる支援に努めている。	今後は、施設が厳しい経営状況となるため、その面での対応を検討する。	社会福祉課 障害福祉係
夜間の生活支援（旧入所更生施設設置）	現在、知的障害者の入所更生施設が市内にない。	障害者自立支援法の制定により、施設から地域へと生活の場を移すよう求められていることから、入所更生施設の設置は難しく、グループホームやケアホーム対策を充実する必要がある。	社会福祉課 障害福祉係
ホームヘルプ事業	平成15年度からは支援費制度が導入され、当該事業は飛躍的に利用が増加した。また、サービス提供している事業所も増加しているが、市内の事業所は社会福祉協議会のみである。	平成20年度から豊明福祉会でホームヘルプサービスを実施する予定。	社会福祉課 障害福祉係

3 安心して暮らせる保健・医療を充実します

- ◆ 10年後をめざして
 - * 誰でも安心して医療にかかれる体制を継続すること
 - * 対象者に対する健康指導などのフォローを行うこと

(1) 保健

口腔健康管理の指導の充実

口腔健康管理指導を充実し、豊明市心身障害者（児）福祉団体連合会未加入の対象者や精神障害・発達障害者への対応を検討します。

難病相談など保健所事業への協力

保健所の難病相談・医療相談、難病患者と家族のつどい、難病についての啓発事業への協力や、患者への情報提供を行います。

精神保健についての啓発活動

心の健康について正しい知識を普及し、問題の早期発見に努めます。

(2) 医療

障害者自立支援制度による医療給付の継続

障害者自立支援制度による、自立支援医療給付を継続します。

障害者医療費の助成と指導

医療費の助成（自己負担分）を実施しながら、対象者に対する健康増進事業（相談、健康診査、訪問指導等）を行うことを検討します。

特定疾患（難病）医療給付

申請手続等、対象者に理解しやすいよう周知に努めていきます。

主な施策・事業

施策・事業名	現状（平成17 - 19年）	今後の方向	担当部署
自立支援医療	平成18年度からは、自立支援医療制度となっている。	自立支援医療給付を継続していく。	社会福祉課 障害福祉係
精神保健福祉相談	平成19年度から精神障害者の福祉相談及び医療専門相談を実施している。	障害福祉計画によって目標を定めて推進する。	社会福祉課 障害福祉係

4 保育・教育・児童育成を充実します

- ◆ 10年後をめざして
 - * 子どもが小さな時から、親が安心して子どもを育てられること
 - * 療育から保育、教育へ児童の育成を、スムーズな連携で支えること

(1) 早期発見・早期療育の支援

機会をとらえた障害の早期発見・診断の支援

訪問指導、乳幼児健康診査など様々な機会をとらえて、障害の早期発見・診断の支援を行います。

市内での療育の充実

「なかよし教室」、「どんぐり学園」のプログラムを充実して、市内での療育の機会を充実します。

(2) 障害児保育

障害児保育の充実

保育士の障害児対応の研修などを充実します。

(3) 教育

スクールカウンセラーの配置

スクールカウンセラーの配置を継続します。

特別支援教育の支援

学級運営の補助を行う特別支援教育支援員配置を充実します。

(4) 放課後及び休日の児童の生活の充実

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）での障害児受け入れの支援

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）での障害児受け入れに際して支援を行います。

日中一時支援事業

障害者自立支援制度による、日中一時支援事業を充実し、障害児の放課後や休日の生活を充実します。

主な施策・事業

施策・事業名	現状（平成17 - 19年）	今後の方向	担当部署
なかよし教室	1クールを7回コースとして年4クール開催している。1クール15組くらいまでを目安にしているが、参加者が年々増加傾向にあり平成17年度は対象者の優先順位をつける等の調整を要するクールも発生した。事業としては軌道に乗り充実している。	乳幼児健診の事後フォロー教室としての位置づけであるが、2歳後半からの参加が多く、しかも継続参加となることが多いことから、ケースの今後の方向性を検討する上からできるだけ2歳前半からの参加が望ましい。しかし対象ケースが多く年齢の大きい子を優先させたり、次のステップのどんぐり学園での「たんぼぼ教室」が飽和状態のためになかよし教室で継続で様子を見ざるを得ない状況も生じるため、今後関係機関の連携を図りながら体制整備を要する。また17年度から新たに親のグループケア事業を立ち上げたことから、今後ケースがどの事業に適しているかの見極めもしながら関わる必要がある。	健康課 健康推進係 児童福祉課 どんぐり学園
心身障害児小規模通園施設「どんぐり学園」の充実	支援費制度へは移行せずに、市単独の施設として運営している。平成17年度末現在17名が利用。	利用しやすい体制を整える。	児童福祉課 児童係
障害児保育	障害児保育のリーダー研修に参加し、愛知県コロニー主催の地域療育等支援事業を積極的に利用し職員の参加機会を増加させた。 また、市独自の研修内容を見直すなど充実を図った。	施設や保育士の充実を図りたいが財政的な課題があり検討する。	児童福祉課 保育係
就学指導	就学指導の転換期。障害の程度に応じた指導から個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育へ変わっていく。（軽度発達障害と言われる特別なニーズをもつ児童生徒も含めて考えていく方向）盲、聾、養護学校から特別支援学校へ名称変更。 ・特別支援教育コーディネーターを配置。就学指導委員会による助言の実施。	小中学校におけるLD（学習障害 知的な遅れはないが読み書き計算などの習得に困難がある障害）・ADHD（注意欠陥・多動性障害 集中できない、じっとしてられないなどの障害）・アスペルガー（自閉症の一つで知的障害がないがコミュニケーションや社会的関係の困難がある）に対する支援体制づくり	学校教育課
特別支援学級の設置	市立小学校 11クラス（8校） 市立中学校 3クラス（3校）	特別支援学級教室の確保。	学校教育課
スクールカウンセラー	3中学校に配置。平成19年からは小学校1校にも配置。	中学校区ごとに活用しているが、時間数が限られ、さらに充実させる必要がある。	学校教育課

5 障害者の雇用・就労・居場所づくりを促進します

- ◆ 10年後をめざして
 - * 障害をもつ人が、一般の企業などで働き続ける機会が広がること
 - * 障害者支援施設（就労継続）で仕事をする機会（作業受託など）を広げること
 - * NPOでの事業所や在宅就労など様々な働き方ができること
 - * 障害をもつ人が、地域でいきいき活動できること（就労以外の活動や余暇活動などの機会がもてること）
 - * 障害をもつ人や家族が、気軽に相談したり情報交換できること
 - * 障害をもつ人が、市内の施設に自分で通うことができること

（ 1 ）雇用

企業への情報提供とマッチング

企業への情報提供と障害者とのマッチングを実施します。

就労や社会生活を支援する窓口の設置

就労や社会生活を支援する窓口設置を検討します。

職業相談やジョブコーチなどの制度利用の相談会の開催を検討します。

企業で働いていて、問題などが起きた時などの調整窓口設置を検討します。

市役所などでの障害者の雇用

市役所や公的機関などでの障害者の雇用を進めます。

（ 2 ）就労

福祉製品の販路拡大や福祉施設の作業受注量の確保

障害の重い人も就労継続できるために、福祉製品の販路拡大や福祉施設の作業受注量の確保を実施します。

市役所などでの障害者の実習受け入れ

市役所や公的機関などでの障害者の実習受け入れを行います。

(3) 居場所づくり (余暇活動)

地域活動支援センターの設置の検討

サロンのように気軽に訪ねることができ、(仮称)生活支援サポーターがいて相談ができる地域活動支援センターの設置を検討します。

支援者の育成

余暇活動や日中の活動をするための支援者が必要であるので、育成します。

障害児者が参加できる趣味やスポーツのクラブや講座の充実、設置

障害児者が参加できる趣味やスポーツのクラブや講座を充実、または設置します。

(4) まちづくり (移動)

ひまわりバス

ひまわりバスの時間の見直し、ルートの見直しをして、よりよいルートを検討します。また乗降介助ボランティア配置について検討します。

福祉移送サービスの検討や介護付きのタクシー情報の提供

現状では市内に福祉移送サービスがないため、市内での実施や、介護付きタクシーなど他の代替手段の情報提供などについて検討します。

朝夕の移動支援のヘルパー確保

通所などの際の移動支援のヘルパー確保策を検討し実施します。

主な施策・事業

施策・事業名	現状（平成17 - 19年）	今後の方向	担当部署
障害者の働く場の拡大	障害者福祉団体に自動販売機業務を委託している。それ以外にも、通所授産施設等で働く場の拡大を図っている。	NPO法人地域とともに生きるめだかの会によるパンの製造販売等、働き方も多様に変化しているため、新たな働く場を拡げていく。	社会福祉課 障害福祉係
市役所での雇用の促進	平成19年6月1日現在身体障害者8名を雇用している。	計画的な障害者の雇用が必要である。	人事秘書課 人事係
障害者支援施設（就労継続）の充実	通所授産施設「メイツ」に加えて平成15年度に小規模授産施設「フレンズ」（定員19名）を設置。	新たな施設の設置について検討する。	社会福祉課 障害福祉係
精神障害者小規模保護作業所の充実	小規模通所授産施設「ゆったり工房」（日進市）に本市から7名が通所している。	自立支援法の施行により、当該施設がどのような方向性で運営していくのか決める必要がある。	社会福祉課 障害福祉係
移動支援の充実	平成18年10月から移動支援事業として実施している。知的障害者、精神障害者、自閉症の児童も対象としている。また、学校への送り迎え等にも利用できるようになっている。ただし、余暇支援の外出には月当たり30時間までという制限を設けている。	市内での事業所や支援者の確保に努める。	社会福祉課 障害福祉係

6 情報提供やコミュニケーション支援を充実します

- ◆ 10年後をめざして
 - * 制度の変更などの情報が、定期的に障害者や家族のもとに届く体制づくり
 - * 障害を理解した接遇を関連機関でできること
 - * コミュニケーションを支援する手話通訳や要約筆記者の人数を増やすこと

(1) 相談支援体制の充実

相談機関の連携

相談窓口となる次のような施設が連携をとって、情報交換しネットワークを作っていくことをめざします。

相談窓口の例

社会福祉課、児童福祉課、健康課、学校教育課、市民協働課、
医師会・歯科医師会、病院等の医療機関、社会福祉協議会、市内の障害者支援施設や事業所

相談にたずさわる人の障害の理解の促進

障害などに対する理解を促進し、親に対する対応などの接遇を向上します。

家族の心のケア（再掲）

障害児者の家族の心のケアについて検討します。

ピア による相談の充実

同じ障害をもつ人や家族など、ピアによる相談を充実します。

「同じ仲間」という意味で、学生同士や障害者同士、また障害児の家族同士など、同じ境遇の人同士のこと

(2) 情報提供

情報のない人が不利にならないような情報提供の実施

障害者や家族が聞いてはじめてわかるのではなく、あらかじめ窓口で必要な情報提供を行います。

障害児者生活情報（バリアフリーマップ）の提供

歩いていける地域内で、障害者を受け入れてくれる趣味の教室や、店舗などの情報を掲載した生活情報マップを作ります。

（３）夜間や休日など緊急時対策等

24時間対応できる相談窓口の検討

在宅の障害者に対し、広く全般的な相談が可能な窓口の設置を検討します。

（４）コミュニケーション支援

手話通訳者・要約筆記者の派遣

障害福祉計画にしたがって、手話通訳者・要約筆記者の派遣を継続します。

手話ボランティア、要約筆記ボランティアの人材養成

手話ボランティア、要約筆記ボランティアの人材養成を行うため、入門講座を開催します。また広域で上級講座等を開催します。

主な施策・事業

施策・事業名	現状（平成17 - 19年）	今後の方向	担当部署
障害者地域生活支援相談窓口の設置	平成18年度から、地域生活支援事業の「相談支援事業」を、豊明市社会福祉協議会、豊明市知的障害者地域生活支援センター、精神障害者地域活動支援センター（2か所）に委託、及び市役所社会福祉課窓口で実施している。	相談支援事業の充実のために、地域自立支援協議会を設置し、困難事例への対応や就労、療育等に関する事項を検討していく。	社会福祉課 障害福祉係 社会福祉協議会
地域自立支援協議会の設置（新規）	-	障害者自立支援法に基づき地域自立支援協議会を設置し、相談機関の連携に努める。	社会福祉課 障害福祉係
窓口での情報提供（新規）	-	市役所窓口において、障害者手帳取得時に制度について詳しい説明を行う。	社会福祉課 障害福祉係
障害児者生活情報（バリアフリーマップ）の提供（新規）	-	平成19年度提供開始をめざし、生活情報マップを作成する。	社会福祉課 障害福祉係
手話ボランティアの養成	手話奉仕員養成入門講座として開催。ほぼ隔年で実施している。平成17年度は受講生19名。聴覚障害者への理解という面では有意義であった。受講者が既存のサークルに加入した。	継続	社会福祉協議会

7 災害時などの安心・安全対策を進めます

- ◆ 10年後をめざして
 - * 障害者が地域生活する場合の、夜間・休日を含めた緊急時の対応の体制を整えること
 - * 災害時の医療体制（人工透析など）を充実すること
 - * 災害時要援護者対策を整えること

（１）夜間や休日など緊急時対策等

24時間対応できる相談窓口の検討（再掲）

地域生活をおくる在宅の障害者に対し、広く全般的な相談が可能な場所の設置を検討します。

（２）災害時要援護者対策

災害時の要援護者の把握、地域住民の災害時の支援者育成

災害時要援護者の把握について、当事者や地域の支援者も含めて対策を検討します。

災害時の地域住民の支援者育成のために、防災訓練など日頃の交流の機会を増やします。

災害時の医療体制の充実（人工透析などの人向け）

災害時の人工透析実施など、災害時の医療体制整備を検討します。

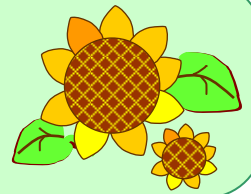
防災訓練への障害者（グループホーム・ケアホームの居住者等）の参加

地域に居住する障害者に対し、防災訓練などへの積極的な参加を進めます。

主な施策・事業

施策・事業名	現状（平成17 - 19年）	今後の方向	担当部署
災害時の障害者 救援体制	市内の小中学校を避難所に指定し、市民の災害時の避難先を確保。平成17年度には、避難所運営マニュアルを全面改訂し、避難所での要援護者の配慮も明記した。（食料、水の配布時の優先、避難所においては、出入口に近い場所等）さらに、避難所で使用できる簡易な医薬品も備蓄した。 また、避難生活が長期になった場合、一般の避難者と避難所生活を区別するため、市内の保育園を避難所に指定し、要援護者優先避難所として利用出来るようにした。	避難所までの避難方法、手段の確立。 避難所における要援護者への対応。 ・バリアフリー化 ・車いす用トイレ設置 ・避難時にプライバシーを確保するためのパーティションの導入 など	防災安全課 防災安全係
災害時の障害者 支援（新規）	-	平成18年12月から民生委員による要援護者訪問とニーズ把握を開始。徐々に対象を拡げて災害時の支援策を整える。	社会福祉課 障害福祉係
災害時における 事業所等との協 力（新規）	-	災害時における障害者の支援のために、障害者支援施設等との協定を結ぶ。	社会福祉課 障害福祉係
防火指導	70歳以上の高齢者世帯（2人世帯及び1人世帯）は市内で1,300世帯あるため2人世帯及び1人世帯を隔年で実施しており障害者のいる世帯まで防火指導を広げることができなかった。	今後高齢者世帯がさらに増えることが予想され、また、障害者世帯にも防火指導を広げるためには、障害の程度、健常者世帯の中にいる障害者訪問をどのように行うかの取組が必要である。	消防総務課 予防係

資料編



資料編

1 要綱

豊明市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項の規定に基づく障害者福祉計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画(以下「障害者福祉計画等」という。)を策定し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、豊明市障害者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障害者のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか障害者福祉計画等の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、福祉、医療、保健等の関係者及び公募を含む市民の代表のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若し

くは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 策定委員・部会員名簿

豊明市障害者福祉計画等策定委員会委員名簿

	所属・役職名	氏名	備考
1	豊明市心身障害者(児)福祉団体代表	近 藤 二	
2	障害者更生援護施設ゆたか苑施設長	小 田 俊 仁	
3	社会福祉法人豊明福社会代表	三 浦 美 智 子	
4	知的障害者通所授産施設メイツ所長	高 岡 誠 治	前任
4	知的障害者通所授産施設メイツ所長	加 藤 慎	現任
5	尾東家族会豊明地区代表	伊 藤 清 美	
6	桶狭間病院精神保健福祉士代表	池 戸 悦 子	
7	愛知県瀬戸保健所 豊明支所代表	落 合 忠 次	
8	東名古屋医師会豊明支部代表	中 山 広 一	
9	愛豊歯科医師会豊明支部代表	三 林 栄 吾	
10	豊明市民生児童委員協議会会長	高 橋 清 二	副委員長
11	豊明市社会福祉協議会会長	都 築 和 男	委員長
12	日赤豊明市地区奉仕団委員長	中 島 昭 代	
13	豊明市商工会代表	兼 子 忠 男	
14	公募の市民	那 須 章 弘	
15	公募の市民	小 菅 も と 子	

豊明市障害者福祉計画策定部会名簿

	所属・役職名	氏名	備考
1	ACくれよん	石川 聖子	第1部会 会長
2	ACくれよん	近藤 篤子	" 副会長
3	どんぐり学園	林 佐智子	" 書記
4	どんぐり学園	佐藤 花織	"
5	ナッツの会	飯田 康子	"
6	ACくれよん	田中 久美	"
7	ACくれよん	藤城 順子	"
8	ACくれよん	岩井 早苗	"
9	ACくれよん	夏目 君代	"
10	ACくれよん	田中 里枝	"
11	社会福祉法人豊明福社会 職員	大谷 真弘	第2部会 会長
12	障害者とともに豊かな生活をつくるワープ	高木 妙美	" 副会長
13	手をつなぐ育成会 役員	倉本 由美	" 書記
14	手をつなぐ育成会 役員	野村富士子	"
15	NPO法人地域とともに生きるめだかの会	佐野 節子	"
16	豊明市社会福祉協議会 職員	浦方 雅弘	"
17	社会福祉法人豊明福社会 職員	小久保美鈴	"
18	医療法人静心会 桶狭間病院 職員	岸田 雅子	"
19	医療法人静心会 桶狭間病院 職員	大竹 匠	"
20	豊明市商工会 職員	鈴置 茂雄	"
21	医療法人玉光会援護寮豊明 職員	平野賀世子	"
	事務局		
	健康福祉部長	寺嶋 正男	
	健康福祉部次長兼社会福祉課長	東 洋	
	健康課 職員	加藤 育子	第1部会
	児童福祉課 職員	野田 勇樹	"
	児童福祉課 家庭相談員	黒川三恵子	"
	どんぐり学園 職員	加藤美絵子	"
	事務局(社会福祉課)	石川 順一	"
	事務局(社会福祉課)	塚田 力	"
	(株)コムデザイン	谷田部 勝	"
	事務局(社会福祉課)	入木 真実	第2部会
	事務局(社会福祉課)	近藤有紀子	"
	(株)コムデザイン	尾崎由利子	"

第1部会は子どもを対象、第2部会は成人を対象とした部会

3 策定経過（会議開催日程など）

障害者福祉計画等策定委員会開催経過

年 月 日	項 目	内 容
平成 18 年 6 月 30 日	第 1 回策定委員会	委員長等選出
平成 18 年 8 月	事業所ヒアリング	
平成 18 年 8 月 22 日	第 1 回作業部会	アンケート調査の内容検討、障害福祉計画の概要
平成 18 年 8 月 31 日	第 2 回策定委員会	アンケート調査の内容検討、障害福祉計画の概要
平成 18 年 9 月	アンケート調査	
平成 18 年 12 月	団体等ヒアリング	
平成 18 年 12 月 19 日	第 3 回策定委員会	アンケート調査結果、素案提示
平成 19 年 1 月 15 日	第 2 回作業部会	アンケート調査結果、素案提示
平成 19 年 1 月 22 日	第 4 回策定委員会	障害福祉計画素案の検討
平成 19 年 2 月	パブリックコメント	障害福祉計画
平成 19 年 3 月 22 日	第 5 回策定委員会	障害福祉計画の承認
平成 19 年 5 月 28 日	第 6 回策定委員会	障害者福祉計画の概要
平成 19 年 12 月 17 日	第 7 回策定委員会	障害者福祉計画素案提示
平成 20 年 1 月 21 日	第 8 回策定委員会	障害者福祉計画素案の決定
平成 20 年 2 月	パブリックコメント	障害者福祉計画
平成 20 年 3 月（予定）	第 9 回策定委員会	障害者福祉計画の決定

障害者福祉計画策定部会開催経過

年 月 日	項 目	内 容
平成 19 年 6 月 25 日	第 1 回策定部会（合同）	部会長等選出
平成 19 年 7 月 3 日	第 2 回（第 1 部会）	療育、保育、幼稚園、学校等における課題
平成 19 年 7 月 12 日	第 2 回（第 2 部会）	自分達を感じている課題の洗い出し
平成 19 年 8 月 2 日	第 3 回（第 1 部会）	福祉、医療制度の課題
平成 19 年 8 月 2 日	第 3 回（第 2 部会）	生活の場や就労等に関してグループワーク
平成 19 年 8 月 30 日	第 4 回（第 2 部会）	提案内容のまとめ
平成 19 年 9 月 12 日	第 4 回（第 1 部会）	課題についての解決策等を検討
平成 19 年 9 月 27 日	第 5 回（第 1 部会）	提案内容のまとめ
平成 19 年 12 月 12 日	報告打合せ会（合同）	報告内容の確認

4 計画一覧

大項目	目標	中項目	小項目	内容	主な事業
1 福祉（共生）の心を育てます	* 市民や当事者団体と協力して、理解し合えるまちをつくること	(1) 子どもの育成・理解の促進	福祉教育や福祉実践教室などの充実	現在実施している福祉実践教室などを継続、充実させます。	親子福祉入門教室 精神保健についての啓発活動 市民・当事者参加の計画の推進
			児童・青少年のボランティア体験	現在実施しているボランティア体験などを継続、充実させます。	
			心の健康や発達障害への理解の促進	福祉実践教室やボランティア体験において、精神障害や発達障害に関わる内容を増やします。	
		(2) 地域支援者の育成・理解の促進	障害を理解する地域のボランティアの育成	現在実施しているボランティア教室などを継続、充実させます。	
			心の健康や発達障害への理解の促進	ボランティア教室などにおいて、精神障害や発達障害に関わる内容を増やします。	
			交流機会	町内会のイベントや避難訓練など、様々な機会をとらえて、地域に住む障害者との交流の機会を作ります。	
		(3) 職場での支援者の育成・理解の促進	教員や保育士が研修に参加しやすい体制づくり	公的機関の職員や関係者が障害を理解する講座などに参加しやすいように、案内を行ったり、参加のための配慮をします。	
			研修や講演会などの実施、情報紹介	障害の理解についての研修や講演会を市内で実施するとともに、市外で開催される研修、講演会などの情報を紹介します。	
			企業ボランティアの支援	企業の社会貢献または企業の社員によるボランティア活動が容易にできるように、障害者団体とのマッチングなどの情報提供を行います。	
		(4) 市民や当事者団体による啓発活動の支援	当事者団体の勉強会や講演会などの案内を配布し、自主的に理解を促進する活動ができるように、公的施設の掲示の許可やちらしスタンドの設置などを検討します。		

大項目	目標	中項目	小項目	内容	主な事業
2 地域で暮らせる生活支援・生活環境づくりを進めます	* 親亡き後に、地域で生活し続けることができること * 福祉に関わる地域の人材を育てること	(1) 居住	家を借りる際の保証人や貸してくれる人・場所の情報提供	障害者地域生活相談事業などで、保証制度の紹介や借家の情報提供を行います。保証制度について検討します。	夜間の生活支援(グループホーム・ケアホーム) 障害者自立生活体験プログラム 夜間の生活支援(旧入所更生施設設置) ホームヘルプ事業
			保証人を含めた成年後見人制度等の利用支援やその情報提供	障害者地域生活相談事業などで、成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業の利用支援や情報提供を行います。後見人制度利用の際の費用補助について検討します。	
			グループホーム・ケアホームの体験事業	将来の自立に備えて、若年者向けにグループホーム・ケアホームの体験事業を行います。	
			グループホーム・ケアホームの空き部屋紹介と希望者登録制度	グループホーム・ケアホームの運営を安定させ、希望者がいつでも利用できるように、空き部屋紹介と希望者登録制度を検討します。	
		(2) 生活支援	障害福祉計画による介護給付の実施	障害福祉計画によって、居宅介護、行動援護、生活介護などの介護給付を計画的に実施していきます。	
			介護給付の提供体制の整備	市内で不足している、また将来不足すると予想される行動援護や地域生活支援などの提供体制を検討します。	
		(3) 家族のサポート	自立支援制度・福祉制度利用の自己負担の軽減	自立支援制度や福祉制度利用の際の負担について、実態を把握し、必要な支援を検討します。	
			障害に対応した事業所の充実	現在、市内で不足している介護給付(肢体不自由児に対応できる事業所など)や地域生活支援を充実します。	
			家族の心のケア	障害児者の家族の心のケアについて検討します。	
		(4) 福祉の人材の確保	ホームヘルパーや施設職員などの人材確保	ホームヘルパーや施設職員など福祉サービスに関わるスタッフの募集と定着を支援するため、募集状況の情報提供や、研修の機会を設けるなどの、人材確保策を実施します。	

大項目	目標	中項目	小項目	内容	主な事業
3 安心して暮らせる保健・医療を充実します	* 誰でも安心して医療にかかれる体制を継続すること * 対象者に対する健康指導などのフォローを行うこと	(1) 保健	口腔健康管理の指導の充実	口腔健康管理指導を充実し、豊明市心身障害者(児)福祉団体連合会未加入の対象者や精神障害・発達障害者への対応を検討します。	自立支援医療 精神保健福祉相談
			難病相談など保健所事業への協力	保健所の難病相談・医療相談、難病患者と家族のつどい、難病についての啓発事業への協力や、患者への情報提供を行います。	
			精神保健についての啓発活動	心の健康について正しい知識を普及し、問題の早期発見に努めます。	
		(2) 医療	障害者自立支援制度による医療給付の継続	障害者自立支援制度による、自立支援医療給付を継続します。	
			障害者医療費の助成と指導	医療費の助成(自己負担分)を実施しながら、対象者に対する健康増進事業(相談、健康診査、訪問指導等)を行うことを検討します。	
			特定疾患(難病)医療給付	申請手続等、対象者に理解しやすいよう周知に努めていきます。	
4 保育・教育・児童育成を充実します	* 子どもが小さな時から、親が安心して子どもを育てられること * 療育から保育、教育へ児童の育成を、スムーズな連携で支えること	(1) 早期発見・早期療育の支援	機会をとらえた障害の早期発見・診断の支援	訪問指導、乳幼児健康診査など様々な機会をとらえて、障害の早期発見・診断の支援を行います。	なかよし教室 心身障害児小規模通園施設「どんぐり学園」の充実 障害児保育 就学指導 特別支援学級の設置 スクールカウンセラー
			市内での療育の充実	「なかよし教室」、「どんぐり学園」のプログラムを充実して、市内での療育の機会を充実します。	
		(2) 障害児保育	障害児保育の充実	保育士の障害児対応の研修などを充実します。	
			(3) 教育	スクールカウンセラーの配置	
		特別支援教育の支援		学級運営の補助を行う特別支援教育支援員配置を充実します。	
		(4) 放課後及び休日の児童の生活の充実	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)での障害児受け入れの支援	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)での障害児受け入れに際して支援を行います。	
			日中一時支援事業	障害者自立支援制度による、日中一時支援事業を充実し、障害児の放課後や休日の生活を充実します。	

大項目	目標	中項目	小項目	内容	主な事業
5 障害者の雇用・就労・居場所づくりを促進します	<ul style="list-style-type: none"> * 障害をもつ人が、一般の企業などで働き続ける機会が広がること * 障害者支援施設（就労継続）で仕事をする機会（作業受託など）を広げること * NPOでの事業所や在宅就労など様々な働き方ができること * 障害をもつ人が、地域でいきいき活動できること（就労以外の活動や余暇活動などの機会がもてること） * 障害をもつ人や家族が、気軽に相談したり情報交換できること * 障害をもつ人が、市内の施設に自分で通うことができること 	(1) 雇用	企業への情報提供とマッチング	企業への情報提供と障害者とのマッチングを実施します。	障害者の働く場の拡大 市役所での雇用の促進 障害者支援施設（就労継続）の充実 精神障害者小規模保護作業所の充実 移動支援の充実
			就労や社会生活を支援する窓口の設置	就労や社会生活を支援する窓口設置を検討します。 職業相談やジョブコーチなどの制度利用の相談会の開催を検討します。 企業で働いていて、問題などが起きた時などの調整窓口設置を検討します。	
			市役所などでの障害者の雇用	市役所や公的機関などでの障害者の雇用を進めます。	
		(2) 就労	福祉製品の販路拡大や福祉施設の作業受注量の確保	障害の重い人も就労継続できるために、福祉製品の販路拡大や福祉施設の作業受注量の確保を実施します。	
			市役所などでの障害者の実習受け入れ	市役所や公的機関などでの障害者の実習受け入れを行います。	
			(3) 居場所づくり（余暇活動）	地域活動支援センターの設置の検討	
		支援者の育成		余暇活動や日中の活動をするための支援者が必要であるので、育成します。	
		障害児者が参加できる趣味やスポーツのクラブや講座の充実、設置		障害児者が参加できる趣味やスポーツのクラブや講座を充実、または設置します。	
		(4) まちづくり（移動）	ひまわりバス	ひまわりバスの時間の見直し、ルートの見直しをして、よりよいルートを検討します。また乗降介助ボランティア配置について検討します。	
			福祉移送サービスの検討や介護付きのタクシー情報の提供	現状では市内に福祉移送サービスがないため、市内での実施や、介護付きタクシーなど他の代替手段の情報提供などについて検討します。	
			朝夕の移動支援のヘルパー確保	通所などの際の移動支援のヘルパー確保策を検討し実施します。	

大項目	目標	中項目	小項目	内容	主な事業
6 情報提供やコミュニケーション支援を充実します	<ul style="list-style-type: none"> * 障害を理解した接遇を関連機関でできること * コミュニケーションを支援する手話通訳や要約筆記者の人数を増やすこと * 制度の変更などの情報が、定期的に障害者や家族のもとに届く体制づくり 	(1) 相談支援体制の充実	相談機関の連携	相談窓口となる次のような施設が連携をとって、情報交換しネットワークを作っていくことをめざします。	障害者地域生活支援相談窓口の設置
			相談にたずさわる人の障害の理解の促進	障害などに対する理解を促進し、親に対する対応などの接遇を向上します。	地域自立支援協議会の設置(新規)
			家族の心のケア(再掲)	障害児者の家族の心のケアについて検討します。	窓口での情報提供(新規)
			ピアによる相談の充実	同じ障害をもつ人や家族など、ピアによる相談を充実します。	障害児者生活情報(バリアフリーマップ)の提供(新規)
		(2) 情報提供	情報のない人が不利にならないような情報提供の実施	障害者や家族が聞いてはじめてわかるのではなく、あらかじめ窓口で必要な情報提供を行います。	手話ボランティアの養成
			障害児者生活情報(バリアフリーマップ)の提供	歩いていける地域内で、障害者を受け入れてくれる趣味の教室や、店舗などの情報を掲載した生活情報マップを作ります。	
		(3) 夜間や休日など緊急時対策等	24時間対応できる相談窓口の検討	在宅の障害者に対し、広く全般的な相談が可能な窓口の設置を検討します。	
		(4) コミュニケーション支援	手話通訳者・要約筆記者の派遣	障害福祉計画にしたがって、手話通訳者・要約筆記者の派遣を継続します。	
			手話ボランティア、要約筆記ボランティアの人材養成	手話ボランティア、要約筆記ボランティアの人材養成を行うため、入門講座を開催します。また広域で上級講座等を開催します。	
		7 災害時などの安心・安全対策を進めます	<ul style="list-style-type: none"> * 障害者が地域生活する場合の、夜間・休日を含めた緊急時の対応の体制を整えること * 災害時の医療体制(人工透析など)を充実すること * 災害時要援護者対策を整えること 	(1) 夜間や休日など緊急時対策等	24時間対応できる相談窓口の検討(再掲)
(2) 災害時要援護者対策	災害時の要援護者の把握、地域住民の災害時の支援者育成				災害時要援護者の把握について、当事者や地域の支援者も含めて対策を検討します。災害時の地域住民の支援者育成のために、防災訓練など日頃の交流の機会を増やします。
	災害時の医療体制の充実(人工透析などの人向け)			災害時の人工透析実施など、災害時の医療体制整備を検討します。	災害時における事業所等との協力(新規)
防災訓練への障害者(グループホーム・ケアホームの居住者等)の参加	地域に居住する障害者に対し、防災訓練などへの積極的な参加を進めます。			防火指導	

誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして
第2次 豊明市障害者福祉計画【2008-2017】(素案)
発行 豊明市 社会福祉課
〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1
電話 0562-92-1111(代表)
